

砥 部 町 議 会
平成 26 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成 26 年第 4 回定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 12 月 4 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 12 月 4 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 松下 行吉 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	13 番 土居 英昭 14 番 中島 博志		
傍聴者	14 人		

平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 48 号 平成 25 年度砥部町水道事業剰余金の処分について

日程第 7 認定第 1 号 平成 25 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 5 号 平成 25 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 6 号 平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 16 認定第 10 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 17 認定第 11 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計決算認定について

日程第 18 認定第 12 号 平成 25 年度内山衛生事務組合会計決算認定について

日程第 19 認定第 13 号 平成 25 年度内山リサイクルセンター会計決算認定について

・散 会

平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 26 年 12 月 4 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のあいさつがあります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 12 月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、年末の何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、提案させていただきます案件をご審議いただきますことに対し、心からお礼申し上げます。さて、本町は来年 1 月で合併 10 周年を迎えます。10 周年を迎えることができますのも、皆様の町政に対するご理解とご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。町では、この 10 周年という節目を祝うとともに、町民の皆様の融和と一体感をより深め、更なる発展のため、1 月 24 日に町議会と共催し砥部町合併 10 周年記念式典を開催いたします。式典では、今年、全国上映された砥部町出身の大森研一監督の瀬戸内海賊物語を無料上映します。たくさんの町民の皆様にご参加いただき、合併 10 周年を共に祝っていただきたいと思います。皆様ご承知のとおり、安倍首相が来年 10 月に実施すると定めていた消費税率 10% への引き上げを、平成 29 年 4 月まで先送りする考えを示すとともに、この判断について国民の信を問うため、自らアベノミクス解散と位置付け、先月 21 日に衆議院を解散しました。今回の選挙は、これからの日本の進路を方向づける大変重要な意義を持つ選挙だと思います。また、地方の声を国政に伝える私たちの代表者を決める大切な選挙でもあります。町民の皆様には、主権者としての自覚と責任のもと、政治参加の機会を逃すことなく、しっかりと公約を判断した上で、日本の将来を託す大切な一票を投じていただきたいと思います。今年も残すところ、4 週間余りとなりました。この 1 年を振り返ってみますと、自然災害が起こる度に、自然の猛威に人間の非力さをつくづくと思い知らされる 1 年でありました。台風による災害、平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害、9 月には戦後最悪の火山災害となった御嶽山の噴火、11 月には長野県北部の地震などが発生し、大変大きな被害をもたらしました。改めまして、災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に、お見舞いと 1 日も早い復旧をお祈り申し上げます。災害というと暗い話題ではありますが、長野県の地震では、白馬村での地域住民の共助による救助活動がクローズアップされテレビ等でも報道されました。災害時に、警察や消防、行政などの公助は重要ですが、すぐ到着するとは限りません。地域住民による共助は減災の大きな鍵といえます。白馬村の住民は今回、その大切さをまさに行動で示したともいえます。また、共助が機能したのは、日頃の訓練など備えがあったからだだと思います。砥部町におきましても、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の強化を図り、住民によるきめ細かい支援方法の研究や日常的な訓練により、いざという時に、今回の白馬村のように迅速な救出活動が行え

る体制づくりを進めてまいりたいと思います。それでは、今定例会に提案させていただきます議案でございますが、衆議院の解散を受けて、選挙経費として補正予算を11月21日付けで専決処分いたしました。この専決処分の承認が1件、指定管理者の指定に関する案件が5件、条例の一部改正が3件、一般会計等の補正予算が6件、となっております。いずれも、詳細に説明させていただきますので、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（西岡利昌） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番土居英昭君、14番中島博志を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において、本日から12日までの9日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月12日までの9日間に決定しました。

~~~~~  
**日程第3 諸般の報告**

○議長（西岡利昌） 日程第3諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に監査委員より、10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について、まず、11月7日に高知県民文化ホールにおいて開催された、第55回四国地区町村議会議長会研修会に欠席届のあった三谷議員を除く15名の議員を派遣し、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏、並びに南国生活技術研究所代表の黒笹慈幾氏の講演を聴講しました。この研修会の冒頭で、自治功労者の表彰式が行われ、中島博志議員が、四国地区町村議会議長会表彰を受賞されましたので、ご報告します。11月21日に正副議長ほか12名の議員を派遣し、第7回議会報告会を川井集会所にて開催し、約60名の参加がありましたので、ご報告します。次に、委員会の委員派遣について、議会運営委員会が、11月17日から18日までの2日間、鳥取県北栄町に委員を派遣し、議会活性化の取り組み等について、視察した旨の報告がありました。次に、本日

までに受理しました請願、陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月12日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 9月定例会以降の行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。まず総務課危機管理関係、愛媛県原子力防災訓練の関係でございます。10月21日、四国電力伊方原発の重大事故を想定いたしました県の原子力防災訓練があり、町保健センターで西予市からの避難者の受け入れ訓練を実施いたしました。避難者の受け入れ後、保健師による問診、ヨウ素剤の服用の説明を行い、原子力安全技術センターの講師から原子力についての講話を行いました。受け入れの避難者数でございますが、西予市の方20人でございます。続きまして、選挙管理委員会の関係でございます。明るい選挙ポスターコンクールでございますが、明るく正しい選挙の啓発を目的に、明るい選挙ポスターを募集し、町内の児童生徒から257点の応募がありました。優秀な作品を県に送り、4人の作品が入賞し、松山南高校砥部分校の小西舞衣さんの作品が文部科学大臣・総務大臣賞を受賞されました。町に提出された作品は、砥部芸術文化フェスタ会場に展示いたしました。続きまして、第18回愛媛県知事選挙が11月16日に行われました。当日有権者数が1万7,944人、投票者数7,919人で、投票率44.1%でございました。続きまして企画財政課の関係でございますが、9月1日から11月30日までの落札の状況でございます。設計金額の総額が1億8,143万6千円。落札総額が1億5,519万8千円。落札率が85.5%でございます。建設工事18件、その他の委託業務9件、物品購入5件でございます。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。次のページ、2ページをご覧ください。建設課の関係でございますが、測量調査設計委託業務でございます。まず町道町裏線測量調査設計委託業務でございますが、進捗状況でございますが、12月の10日に完成の見込みでございます。それから、町道原町上の段線他1線、詳細測量調査設計委託業務でございますが、進捗状況が12月1日現在で90%でございます。続きまして産業振興課の関係でございますが、まず広田ふるさとフェスタでございます。11月2日とべ陶街道文化まつり広田ふるさとフェスタを開催いたしました。ひろた交流センターをメイン会場に、今年は合併10周年記念といたしまして、マグロの解体ショーや砥部町を題材とした賞品付きクイズ大会などを行い、約4千人の来場者で賑わいました。続きまして、秋の砥部焼まつりの関係でございますが、11月1日、2日の2日間、恒例の秋の砥部焼まつりを砥部焼伝統産業会館周辺において開催いたしました。雨天にもかかわらず、約3万5千人の来場者で賑わいまし

た。続きまして11月23日に宮城県山元町で開催されました第4回山元町ふれあい産業祭りの復興支援ブースに出店、参加いたしました。復興支援ブースには全国から31団体の参加があり、砥部町は砥部焼、梅製品、紅まどんな等の特産品の販売と、観光PRを行いました。県内の自治体の参加状況でございますが、八幡浜市、今治市、松前町、それから上島町、そして砥部町でございます。全体の祭りの参加者数でございますが、約3万4千人でございます。次3ページをご覧ください。生活環境課の関係でございます。公共下水道、平成26年度分でございます。まず中央幹線、原町区でございますが、施工延長142m、進捗状況でございますが、11月20日に完成いたしました。面整備の関係でございますが、①から⑥まで6件でございます。④を見ていただいたらと思うんですが、拾町区が10月31日に完成をいたしました。その他につきましては、進捗状況ご覧のとおりでございますが、10%から85%までの状況でございます。水道事業関係でございますが、上水道第8次拡張事業の関係でございます。平成25年度からの繰越分でございますが、第3水源改修工事でございます。進捗状況、11月末現在で70%でございます。平成26年度分の事業でございますが、第4水源送水用貯水槽及び電気室築造工事でございます。11月末現在の進捗状況が40%でございます。続きまして社会教育課の関係でございますが、第73回愛媛県児童生徒発明工夫展に砥部町少年少女発明クラブから多数入賞いたしました。特賞、知事賞といたしまして、麻生小学校5年生の鎌田淳平さん、それから特賞、愛媛県発明協会会長賞、宮内小学校6年亀田直人さん、麻生小学校6年西田陽登さん、麻生小学校4年山内悠友さん、それから宮内小学校4年堀井蓮太さん。この4人の共同制作でございます。それから特賞、井関賞といたしまして、麻生小学校4年の鎌田忠彦さん。それから優秀賞5人、努力賞5人、優良団体賞として砥部町少年少女発明クラブでございます。4ページをご覧ください。11月17日いきいき砥部大賞を向井京子さんに贈呈いたしました。向井さんは9月19日から23日までの間、岩手県北上市で開催されました第18回アジアマスターズ陸上競技大会やり投げ競技でアジア大会3位、それから第35回全日本マスターズ陸上競技選手権大会走幅跳競技で全日本優勝と優秀な成績を収められました。以上で行政報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で、行政報告を終わります。



## 日程第5 一般質問

○議長（西岡利昌） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、質問させていた



できます。まず質問事項1として、危険ドラッグについて。昨今合法ハーブ等と称して販売される薬物、いわゆる危険ドラッグを吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。危険ドラッグは合法と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生する恐れがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険が強く指摘されています。4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様に単純所持することが禁止されました。しかし、新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造する側でたちごっことなっているようです。そこで、お尋ねします。町内において、危険ドラッグを起因とする救急搬送や急性中毒の症例はあるのか。また、薬物乱用や使用防止のために、学校等での危険ドラッグの危険性の周知及び薬物教育の強化、また、相談や治療体制の整備を図るべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、質問事項第2。消費者教育の充実についてをお伺いいたします。近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が進み、消費者生活環境が多様化、複雑化しているなかで、子どもや若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。消費者白書によると13年度に全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が92万5千件あり、12年度を上回る結果になっています。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3千件多い26万7千件と人口の伸び率を大幅に上回るペースで増えているのが大きな要因と分析しています。そのほか、未成年者に関する相談件数が、2010年度以降、毎年、約2倍ペースで増加していることも問題となっています。最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼び掛けているのが現状です。そこで、本町における消費者トラブルについてお尋ねいたします。まず①、65歳以上の高齢者からの相談件数は何件あり、その対策はどうしているのでしょうか。②、未成年者からの相談件数は何件あり、その対策はどうしているのでしょうか。③、消費者教育に関する法律で努力義務とされている消費者教育の推進計画の策定についての現状はどのようになっているのか。以上3点、町長のお考えをお聞かせください。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、危険ドラッグについてのご質問ですが、まず、学校での取り組みにつきましては、毎年児童生徒を対象に薬物乱用防止教室を開催し、危険ドラッグや大麻、覚醒剤などの薬物の危険性について

周知を図っております。また、県が主催する薬物乱用防止教室指導者講習会に養護教諭等が参加し、危険ドラッグへの理解を深め、指導力の向上にも努めております。薬物乱用防止に関する取り組みにつきましては、県が中心となって事業を展開しており、相談窓口につきましても、県こころと体の健康センターや中予保健所などが電話や対面相談を実施しております。薬物乱用は、本人の健康被害だけではなく、重大な犯罪や事故を誘発し、家庭崩壊や社会秩序の破壊などの要因にもなっております。幸い、本町の救急出動では、危険ドラッグ等の薬物摂取による出動は1件もありませんが、今後とも県保健所や警察など関係機関との連携を図りながら、薬物乱用防止の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、消費者教育の充実についてのご質問ですが、はじめに、65歳以上及び未成年からの相談件数とその対策についてですが、匿名や見守者からの相談がありますので、相談内容により未成年者もしくは、高齢者に関すると思われるものについてお答えいたします。まず高齢者については、25年度が49件、26年度は今まで12件となっております。未成年者につきましては、25年度の相談はありませんでしたが、26年度は今までに1件の相談がありました。その対策でございますが、緊急事案が発生した場合は、各地区への回覧や、町包括支援センター、社会福祉協議会などを通じて啓発チラシを配布するなど、情報提供と注意喚起を行っております。普段の対策としましては、高齢者については、消費生活相談員による高齢者サロンでの出前講座、民生児童委員会や社会福祉協議会での事例紹介など、注意喚起と合わせて、関係機関との関係強化を努めております。未成年者、特に小中学生につきましては、道徳等の授業の中で指導し、警察官を招いてスマートフォンや、携帯ゲーム機の課金制度、架空請求などのトラブルなどに関する学習会を行うとともに、保護者への情報提供や講演会への参加を呼びかけるなど、学校と家庭が連携した教育にも取り組んでおります。次に、消費者教育の推進計画の策定状況ですが、現在、ほとんどの市町が検討中でございます。県が、今年9月に策定した推進計画におきまして、教育委員会、県・市町連携による一体的な取り組みを基本として消費者教育を推進していくとの考えを示しており、本町におきましても、県、教育委員会と一体となった計画の策定について、検討してまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。まず危険ドラッグについて再質問させていただきます。覚せい剤や大麻などの違法薬物には、そのもたらす快感を求め続け、また不安からの解放を求めて使用を繰り返す依存性があるそうです。薬物を中断するとその薬物特有の禁断症状が現れるそうです。また、毒性についても、妄想、発作的自殺、臓器不全、うつ、混乱などがあると思われます。そこでもう一度町長にお伺いいたします。青少年が危険ドラッグを使用した場合、覚せい剤や大麻などと同様に依存症や中毒性があると思われますが、その点が1点としてお伺いいたします。また、砥部町で、依

存症や中毒症の患者が出た場合、その搬送病院はどちらをしているのか、お聞かせください。以上です。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の菊池議員の再質問にお答えいたします。この危険ドラッグと言いますか、大麻とか覚せい剤につきましても、以前から言われておりますけれども、最近言われております危険ドラッグにつきましても、製造方法であるとか、そういったことさえ分かっていないというふうなことで、大麻や覚せい剤よりもある意味では危ないのではないかというふうに一般的に言われております。このことにつきましては大変国を挙げて危惧しておる問題ではないかと思っておりますし、幸いにもこの砥部町ではそういった事例はございませんけれども、今後青少年の方がそういうところに手を染めていくという可能性もありますので、そのことにつきましては、我々としても十分気を付けていかなければならないというふうにも思っております。また搬送病院につきましては、特に危険ドラッグをどこへというではございませんけれども、第2救急病院というふうなことでご理解をいただいたらと思います。以上です。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。まず青少年の時期なんですけれども、さまざまなものに興味を持ったりするということは当たり前だと思います。しかし、興味本位により危険ドラッグをたった1度だけ使用し、その結果一生を棒に振ってしまう可能性があると言われ続けております。また、国家統計局の調べなんですけれども、危険ドラッグを原因とする昨年の死亡者数は、104人にのぼり、2010年の34人の約3倍に増加したことが分かったそうで、また今日メディアで放送してたんですけれども、今年の11月末には、111人の死亡が出たそうです。危険ドラッグを一掃するには先ほど町長がお答えいただいたように、危険ドラッグを販売している業者、また指導取締りを強化することも重要ですが、もう1つの取り組みとして、青少年に対する取り締まりを強化していただき、わが町の青少年を守るためにも、ぜひとも町長よろしく願いいたします。

続いて、消費者教育の充実について再質問させていただきます。この消費者教育は、消費者の安全、安心な生活のために、被害防止や地域環境への配慮など、消費者生活に関する問題に関心を持たせることが目的で、自分の消費者行動を通し、持続可能な社会の形成に貢献することだと思っております。また、町や事業者団体のみならず、消費者や消費者団体の責任も明らかにし、1人1人が消費者行動に責任を持つ、自立した町民による消費者町民社会を目的としていただきたいのですが、再度町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの菊池議員さんのご質問にお答えいたします。消費者行政と言いますか、この問題についてはさまざまな問題が生じております。そうしたこと、これは消費する側、提供する側、いろんな双方の問題があろうと思っておりますけれども、私

どもで消費者相談員を現在東温市と砥部町、松前町というふうなことで、雇っておりますし、この相談員さんにおかれましては、愛媛県でも優秀だというふうなことを県の方からも聞いております相談員さんがおりますので、いろんな住民の皆様方の要望と言いますか、そういった質問にお答えをさせていただいております。またこの問題につきましては、いろんなモラルの問題があろうかと思っておりますので、これからも我々、皆様方とともに、住民の皆様方がいろんな角度でこの問題について注意深く見つめていくことが大切ではないかというふうに思っておりますので、これからもそういう方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。これからも町民の皆様が、一致団結して安心安全な砥部町をつくっていただけるよう、町長よろしく願いいたします。以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君の質問を終わります。次に5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。私今回3点質問をさせていただきます。まず第1点目なのですが、平成24年度から、小学校卒業までの入院医療費が無料となり、さらに、26年度8月からは小学校卒業までの通院医療費、そして中学校卒業までの入院医療費が無料になりました。県下でも比較的早くから取り組んでいただいているものではないかと思えます。この子どもの通院医療費の無料化について、全国的にも中学校卒業まで拡大する自治体が増えてきております。一部では高校まで拡大してるという話も聞くこともあります。砥部町においても、来年度から助成を拡大していったらいいでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

2点目になります。原町にあります旧母子センターの跡地に隣接する町の保有している町有地それから、中央公民館の入り口左側にあります飲食店があった店舗跡、この2つについて、今後の計画活用があるのかどうかお尋ねしたいと思います。原町の町有地は、22年12月に私が一度一般質問で取り上げました。当時の町長からは、この広場を災害時の一時避難所や小公園としてはどうかと地元の方に提案している。今後も協議しながら使いやすいものにしていきたい、あるいは、そして大切な町有地でもあるので、いつまでもそのままにできない。地元の方々と相談し結論を出したい、と回答がありました。現状はそのまま変わっておりません。改めてどんなことをお考えなのかをお聞きしたいと思います。店舗についても同様でございます。

3点目、地域公共交通会議がスタートされました。インターネットで見てもみたら、砥部町地域公共交通会議の第1回目が6月27日に開催されています。そこには、今年度町民がどのような交通手段を利用しているのか、実態やニーズを把握するとともに、課題を把握し対応策を検討し、町全体の地域公共交通計画を策定することとした、というふうに会議の目的が明記されておりますが、現状がどうなっているのか。それから、今後の会議開催計画、検討中身も含めてになろうかと思えますが、ちょうどこの会議の会

長が副町長でありますので、この件については、副町長にお尋ねいたします。以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、中学校卒業までの通院医療費無料化についてのご質問でございますが、本年8月から、小学生の通院と中学生の入院につきまして、無料化を実施をしております。中学校卒業までの医療費助成の拡大につきましては、子育て世代の負担軽減を図る上で早期の実現を考えていたところでございますので、関係機関との調整を行い、来年度中には、中学生の通院につきましても無料化を実現し、子育てしやすい環境づくり、安心して快適に暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。次に、町有財産の整備活用計画はあるのかということでございますが、はじめに中央公民館入口左の飲食店として利用してございました場所でございますが、現在は具体的な利用計画はありません。排水が悪いことや、電気配線、内装等全体的に設備の老朽化が目立ち、安全に利用するためには修繕が必要であると考えております。また、飲食店以外の用途に使用するためには、大規模な改修も必要ですので、中央公民館の耐震等の改修計画に合わせて、撤去も含め検討してまいりたいと考えております。また、原町の町有地でございますが、高齢者と子供が利用できる施設が必要と考えており、その候補地の一つとして考えているところでございます。以上で、私からの答弁とさせていただきます、地域公共交通会議の現状と計画についてのご質問につきましては、この後、副町長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） それでは、地域公共交通会議の現状と計画について、お答えいたします。8月に行いました住民に対するアンケート調査の集計が終了し、昨日2回目の地域公共交通会議を開催いたしました。今回の会議では、住民に対するアンケート調査と高校生の通学アンケート調査の集計結果の報告があり、砥部町の現状分析と課題について意見交換を行いました。昨日の夜には、ひろた交流センターにおきまして、広田地域の区長さんと意見交換も行いました。今後は、1回か2回程度の地域公共交通会議を行いまして、地域公共交通計画書をまとめたいと考えております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず1点目は町長が非常に積極的に子育て支援もやっというふうな回答を得ましたので、非常にうれしく思っております。これは多くの保護者から喜ばれることだろうと思います。そこでちょっと関連だけしてしますので、保険健康課長にお尋ねしたいんですが、8月以降単月ないし9月も含めてデータがあるようでしたら、実際に入院だけじゃなくって、この通院の方の交付と言いますかね、実際の砥部町が支払った金額というのがお分かりだと思いますが、紹介をしていただければと思います。

○議長（西岡利昌） 相原保健課長。

○保険健康課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。現在 26 年 8 月から拡大されました児童医療の拡充分、小学生の通院分、それと中学生の入院分、8 月診療分のデータがございますので、それをご紹介させていただきます。小学生の通院につきましては、8 月一か月分で 1,194 件で、240 万 6,335 円の助成を行っております。中学生の入院につきましては、件数は 2 件でございますが、11 万 8,056 円の助成を行っております。参考までに、今後の、26 年度の決算見込みといたしましては、小学生の通院で約 1,500 万。中学生の入院で約 1,300 万程度が見込まれると想定をしております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） 今の実績を 8 月単月ということなんですが、やはり通院のところが相当助かってるんじゃないかなというふうに思います。来年度から中学校卒業まで医療費が無料ですというようなことは、砥部町の誇れる政策の 1 つだと思いますので、これはぜひ自信を持ってですね、町民の皆さんにも、こういう制度なんだというふうなことを広めていくことも必要かと思えます。また、近隣の市町村においても、砥部町に見習ってやっていこうというふうなことにもなろうかと思えます。町長の英断に感謝したいと思います。

2 点目のところでは、中央公民館の店舗のところは、いろんな事情もあり耐震工事もあるというふうなことなんで、今すぐどこか入ってというふうなことにはならないというふうなことは分かりましたので、これは今後のところに任せていくしかないかなというふうに思いました。原町の町有地の跡のところなんですが、町長が高齢者や小さなお子様向けの施設というふうに答えられたんですが、もう少しこう、イメージとしてどのようなものなのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の佐々木議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。老人の集う施設につきましては、社会福祉協議会辺りからもご要望がございまして、老人の人が集ってできる施設が砥部にはないというふうなご要望もございまして、また今子育てにつきましても、本当に昨日も NPO 法人のぽっかぽかが国の方から表彰を受けられまして、私も伝達をさせていただきましたけれども、子育てにつきましても、いろんな団体が一生懸命頑張っていておるといふふうなことで、老人とお年寄りが集えるような施設があったらいいんじゃないかという声がたくさん届いておりますので、そういったことにつきましても、議員の皆様と十分協議を重ねながらいろんな角度から検討してまいりたいというふうなことで思っております。そういった中の候補地の 1 つではないかというふうにお答えをさせていただきました。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） 老人の方と小さな子供と一緒にいろんなことに取り組むことが

できるような施設は、ぜひ実現していただきたいなと思います。先日も今日の冒頭の議長の報告の中にもありましたが、議会報告会を行ったところ、小学校や中学校の空き室の現状がどうなってるのというふうな質問と合わせてですね、空き室をそういう形の有効利用もできないのかというふうなご意見なんかも頂戴しましたので、これはそういうことも含めて、今後検討していく大事なことだろうというふうに思います。お金の問題もありますので、その辺また改めてですね、いろんな計画の中で提案をしていただき、私どもでも大いに議論もさせていただければ、前向きに進んでいくのかなというふうに思います。いずれにしても、原町の町民や役員の方にも、少し、提出した後、何か町の方から話ありましたかというふうなことも聞いてみたんですが、具体的には何もありませんと、区長さんもこの春新しい区長に変わったんですけども、前区長からそういう引き継ぎは何もないですというふうなこともあったんですが、話してみると、やはりずっとそのままになってるのは、いかがなものかなとみたいな声はいくつかありました。それから、現在シルバー人材センターが事務所を構えている、旧母子センター跡地のところは、シルバー人材センターのこの間のいろんな活動実績なんかを見てましたら、かなり全国的にもいいような結果になってるようなんですけども、7月でしたか、7月か8月でしょうか、みなみ会の例年バザーが行われる場所で、この町有地が駐車場になって、有効に、そういう意味では、その時には使われてるんですけども、なかなかそのためにあそこをずっと空けておくわけにはいかないだろうと思いますので、使い方については今後やはり検討が必要かなと思います。

3点目のところで、もう少しお聞きしたいなと思います。特に公共交通機関の通っていない地域の方々の声が、具体的にアンケートの中でどのような声があったのか、また高校生の通学の関係のアンケートも取られたということなんですが、どのような中身だったのかを副町長教えていただけませんかでしょうか。

○議長（面岡利昌） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。まず住民アンケート調査でございますが、これは砥部町全体を実施しております。麻生小学校の校区、宮内小学校の校区、それから砥部小学校の校区、それから広田地区の校区でございます。全部で約3千ほど配布いたしまして、1,366の回収になっております。回収率45.9%でございます。この中ではですね、特によく利用する医療機関とかですね、それから買い物先、そういうなことを問うた質問が出ておまして、それで買い物の回数とかですね、砥部町内で行く場所、通院の回数、それから砥部町内で行く通院の箇所というような結果が出ております。路線バスにつきましての回答で、特に注目のあるところが出たのがですね、全体的に見ますと、料金を払って誰でも利用できる、使い勝手の良い公共交通が必要という意見、それから現在のものを含めた無料のもので継続してほしいというふうなそういう意見が、それぞれ前段が52%、それから後段が47%とほぼ拮抗しております。地区別に見ますと、麻生小学校の校区というのが、現在のままで無料の継続とい

う意見が多くて、宮内小学校と広田の地区の人たちは、有料でもいいから改善をしてほしいというふうな意見が出ております。それから、高校生に関するアンケートなんですけど、これは15歳から17歳を対象といたしまして、有効回答数が199件でございます。回答率46.5%でございます。428の配布数でございます。これについては、ほとんどの人が自転車通学で、バスの利用はしたくないというふうなそういう結果が出ております。圧倒的に自転車で通学したいと、そういうふうな結論が出ております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今回のアンケート結果等も含めて、あと1ないし2回会議を開いて方向性を出していきたいというふうなことだろうと思うんですけども、この問題はかなり以前からいろんなところでも問題にされておりますし、早く手を打つ必要があるというふうに思います。急がないといけない、しかしこの公共会議での議論と言いますか、議論を重ねながら、こういう方法でどうだろうというふうなことになるんだろうと思うんですけども、できる限りですね、実際に利用せざるを得ない人もたぶんいるだろうし、できれば利用したい、さきほどの高校生のようにほとんどが自転車通学だし利用する機会がないとか利用したくないとかいうふうなこともあるようなんですけども、一度やって、やめたというふうなことにならないようにする必要があろうかと思えます。できる限りですね、多くの方の要望を入れながら、自分たちで実際に運営に参加するというわけではないんですが、自分たちも公共交通機関を守り続けるんだというふうなことに、町民の皆さんもなっただかかないと、なかなか始めたろうまくいかないなというふうなことを、この周辺でもそういう話を聞くところもありますけども、やっぱりやる以上は、本当にこうみんなで知恵を、力を出し合って、これならみんなで利用し、継続もやっていけるんだというふうな、そういう体系もぜひ作ってほしいなと思えます。ちょっと地域名等とも忘れたんですけども、前たまたまテレビで廃線になったレールをみんなで掘り起こして、みんなで利用してうまくいってるというふうな話もあるようなんですけども、そういうことも研究検討しながら、みんなで作る地域公共交通システムというふうなものにしていただきたいと思います。その辺の私の要望を含めて、副町長、会議での検討というふうなことで、今のような方向性をぜひ持っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私の方からお答えをさせていただきます。地域公共交通会議につきましては、私も広田の地域に限らず、いろんなところで交通弱者と言われる方がおるといいうふうなことで、検討せないかんというふうなことで、地域公共交通会議を立ち上げまして、どういった方向でやるのが一番いいのかというふうなことで、検討を重ねているところでございます。それは先ほど副町長が申し上げたとおりでございますけれども、それとはまったく別でございますけれども、実施主体が国土交通省の四国運輸局が、



これは無料なんですけれども、広田地区でデマンド型乗合タクシーというふうなことを、試験的に実施をしたいというふうなことで、私どもの方に申し込みがございました。これは費用がいらぬわけなんですけれども、27年の1月から1か月間国土交通省が実証実験をしたいということでございます。これにつきましては、基本的にはタクシー利用というふうなことでございまして、広田の地域につきましては、1時間前に予約をいただきますと、自宅まで迎えに行くというふうなことでございます。この旧砥部町の中心地へ行くところは、いろんな場所、病院でありますとか、公共施設でありますとか、そういうところへ指定をしまして、そこへ運ぶということでございます。帰りの便につきましては、3便予定をしております、この帰りにつきましては、乗降場所を決めております。時間も決めております。というところへ、そこへその時間に来ていただければ、定期的に広田の地域へ帰るということで、地域内では200円、砥部まで来れば500円ということで、片道でございますけれども、そういったことを、これはまったく先ほどの地域公共交通会議とは別ですね、国土交通省が砥部町でそういう実証実験をやってみたいというふうな申し込みがございまして、担当のところへ検討をさせていただきます。昨日、これの運航計画をいただいたんですけれども、そういったことの実験もしておりますので、そういったことで1つの参考になろうかというふうに思っております。ただそれをすべてそういうふうにするというわけでも全くございませんので、地域公共交通会議と合わせて、こういう実証実験も踏まえて、いろんな角度で検討したいということでございます。以上です。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今町長から紹介いただきました実験ということで、これはぜひ積極的に取り組んで、ここから教訓なんかも導き出していただいて、地域公共交通会議の方に生かせるものがあれば大いに参考にしていって、進めていただければと思います。さっきも言いましたように、せっかく作るシステムですから、みんなが引き続いて利用しようと、していかなないとまたなくなるよというふうなことにならないような、そういう啓発も含めて、運動として取り組むことも必要かなと思いますので、その辺を重々含みおいて、今後の議論の中に生かしていただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。8番大平弘子君。

○8番（大平弘子） 議席番号8番大平弘子です。2点ほど質問させていただきます。

1点目、高齢化が進む小規模な集落への対策について。高齢化が進む小規模な集落では、農業生産活動の停滞や集落機能の低下といった課題を抱えており、早めに手を打たなければ、農林地の荒廃や空き家の放置など、集落そのものの存続が危うくなると考えます。将来の集落を担う移住者を呼び込み、また、居住者の流出を防ぐには、居住環境の整備や農林業などの生活基盤の改善が必要であると考えます。そこで、町長のお考えをお伺いします。農業、森林保全や鳥獣被害対策など既存事業への補助率をかさ上げするなど、既存事業を今一度考え直してはどうか。また、地域の担い手を呼び込むため、移住定住者への報奨金などの支援を行ってはどうか。地域の活力を取り戻すための支援を今一度考えていただきたい。

2点目、軽度認知症MC Iの早期発見と対策について。認知症による徘徊で行方不明の方が全国的に増え、砥部町でも例外ではなく社会問題になっている。今後も高齢者の増加に伴い、認知症の高齢者もますます増えることが予想されます。認知症になる可能性がある軽度認知症MC Iの早期発見と治療につなげるため、町が実施している認知症予防教室において、タッチパネル式の認知症スクリーニング機器を導入するお考えはないでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。まず、高齢化が進む小規模な集落への対策についてのご質問ですが、はじめに、農業、森林保全や鳥獣被害対策などの既存事業の見直しについて、農業関係では、今年度から、担い手の育成を推進するため、認定農業者に対する助成を手厚くしました。また、新たに広田地域の作物を、奨励果樹等育成対策事業の対象作物に加え、苗木や種子の購入費に対し助成するなど、農業振興に努めております。林業関係におきましては、森林整備や有害鳥獣捕獲などへの様々な助成を行うことにより農林家の負担を軽減しております。さらに今年度から、県産材を利用した木造住宅の新築に対し、その費用の一部を補助することで、木材の利用を促し、林業の活性化を図るとともに、農林家の経営安定による定住促進を図るなど、適宜事業の見直しを行っております。次に、移住定住者への報奨金などの支援についてですが、来年度におきまして、集落対策の一環として、県との協働による地域集会を開催することを計画しております。移住定住対策を含め、住民の方の意見をお聞かせいただき、専門家のアドバイスを受けながら住民同士の意思の疎通を図り、広田地域の将来について考えてまいりたいと思っております。

次に、軽度認知症の早期発見と対策についてのご質問ですが、大平議員ご提案のタッチパネル式の認知症スクリーニング機器は、ゲーム感覚で楽しく、簡単に脳年齢チェックが出来るとされておりますが、1台あたりの価格が約95万円と高価なもので、近隣市町には、まだ普及していないのが現状であります。愛媛県国民健康保険団体連合会で、無料の貸出を行っておりますので、今後は、地域からの要望や福祉フェスタ等のイベント開催時には、この制度を利用し、対応してまいりたいと考えております。また、現

在、町の認知症介護予防教室では、認知症の人と家族の会が作成した家族が作った認知症早期発見のめやすというチェックシートが、非常に分かりやすく好評で、これを使用しております。さらに、今年度は、松山南高等学校砥部分校デザイン科の生徒の皆さんに、小学生でも理解できる認知症の紙芝居やコンピュータグラフィックスアニメーションを作成していただきましたので、今後は、あらゆる機会にこれらを活用し、それぞれの年代に合わせた認知症対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、大平議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） 先月、鳥取県の研修へ、北栄町ですが、行ってまいりました。その時にですね、過疎集落定住者の若者に対して、すごく支援がよかったんですよ。1年250万円の支援がありまして、3年間支給するとのことでした。町に帰ってきた若者に対してですね。また、町で同窓会をする場合、Uターン者若者には、参加の半数が町出身であれば、経費の半額は負担すると。若者に対して、住宅を購入した場合はですね、250万円の上限を支援する、とかいうふうに、また雇用の支援なども移住者支援制度が取り入れられておりました。砥部町も若者がUターンして帰ってきたい、他の市町村からの移住者に対して、支援政策が今後どのように考えられておられるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。まず鳥取県で議員の皆様方が視察をしていただいた内容につきましては、今お聞かせをいただきましたけれども、全てが砥部町に当てはまる問題ではないというふうに思っておりますし、皆様方で大平弘子議員さんも、十分その研修内容を精査していただきまして、私どもに提案ができる内容がございましたら、いただきたいというふうに思っておりますし、これ砥部町の全体の関係でもございますので、一概にそこだけというふうにはいかない問題もありますので、十分議員の皆様とも検討されながら、この問題については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） 砥部町には至る所に森林とか田畑ですね、荒らされておりますが、山の上などはですね、サイクリング道路も、家族が健康で遊べる地域、公園ですね、自然公園などを作り、若者の移住者が増えるように、生活環境を今一度考えていただきたいと思いますが、町長、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の質問でございますけれども、サイクリング道路とか、自然公園、若者の定住というふうなことでございますけれども、なかなかこの問題につきましては、すぐにそしたらこうだという問題もございませんし、私も広田の上尾峠の周辺のところ旧の広田村が持っておりました森林がございまして、そういったことに

つきましては、自然公園というふうなことで、十分検討もしていかないかと思っておりますし、若者定住につきましては、雇用の問題でありますとか、住宅の問題でありますとか、いろんな問題がございますので、これからも皆様方のご意見をお伺いしながら、より良い方向で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご提案のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） ありがとうございます。2点目に移らせていただきます。軽度認知症のMC Iの早期発見と対策についてのことなんですが、認知症は脳の病気が原因で起こります。脳の神経細胞が死滅するアルツハイマー型認知症。脳出血や脳梗塞などの脳血管トラブルにより、神経細胞がダメージを受ける脳血管性認知症。この2つが認知症の原因の約8割、9割を占めております。このほかにレビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があり、治る認知症として正常圧水頭症、慢性硬膜下出血があり、CTやMRIでこの認知症が見当が大体つきますので、購入をしていただいたら、これから先、私たち高齢者にとっては本当に助かると考えております。若年認知症は別として、定期的に脳の検査を受け、早期発見をする、そして早めに元気な時に調べて治療することで、進行を防げますので、MC Iは必要ではないかと思っております。アルツハイマー認知症は、根本的な元の状態に戻す治療方はありません。1日も、1秒でも早く発見し、進行を止めることが大事なのです。町長、今一度お伺いします。198万円と聞きましたが、私が調べたところによりますと、180万と私は調べたところで、出ておりますが、できましたら、できるだけこの機械を買っていただいて、これから高齢者が増える砥部町に対して、協力をしていただけたらと思いますので、今一度お考えをお聞かせください。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 認知症の問題につきましては、今予防ができるというふうなことを盛んに言われております。早期発見、早期治療でいろんな脳の障害の中で、これは治療すれば認知症に至らないというふうなことにつきましては、おっしゃられましたとおりでございます。それにつきましては、十分これからもしていきたいというふうに思っております。先ほどの195万と聞こえたかもしれませんが、約95万ということでございまして、95万円でございますので、180万とちょっと大平議員さんお答えになられましたけれども、ちょっとそのところ食い違っておりますので、ご了承いただけたらと思います。そういったことで、認知症の予防につきましては、いろんな角度で大平議員さんおっしゃられましたように、まだまだ防げるのではないかというふうなことたくさんございますので、これからもいろんな角度からそういったことの人が少しでも少なくなるように、砥部町としても頑張っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） 本町での要支援1、2、およそ65歳以上の何%ぐらい、何人ぐ

らい、大体で構いません、おられるんでしょうか。介護1を、かまんかったらお聞かせ願いたいんですが。できるだけ今もくどいようですが、MC Iについてよろしく願いたしますが、今一度お聞かせください。

○議長（西岡利昌） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 大平弘子議員さんのご質問にお答えします。今、4月現在の数字でございますが、要支援1の方につきましては、166名。要支援2の方が151名、合わせて317名ということです。その他、介護1から介護5の方が792名ということで、合わせまして、1,100名ほどの人数になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○8番（大平弘子） この1,100名の方が、介護の方の手術を、会計で手術しておると思うんですが、できればですね、これからこれが増えることのないように、できるだけ町としても福祉課としても私ら議会としても、私らもその年齢に入っておりますので、協力していきたいと思えますので、町長さんに、できたら180万円は高いと思えますが、できるだけ協力をお願いしたいと思えます。以上で終わります。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第48号 平成25年度砥部町水道事業剰余金の処分について

日程第7 認定第1号 平成25年度砥部町一般会計決算認定について

日程第8 認定第2号 平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第9 認定第3号 平成25年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第10 認定第4号 平成25年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第11 認定第5号 平成25年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第12 認定第6号 平成25年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第13 認定第7号 平成25年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について

日程第14 認定第8号 平成25年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第15 認定第9号 平成25年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第16 認定第10号 平成25年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第17 認定第11号 平成25年度砥部町水道事業会計決算認定について

日程第18 認定第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計決算認定について

日程第19 認定第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計決算認定について

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第6議案第48号平成25年度砥部町水道事業剰余金の処分について及び日程第7認定第1号から日程第19認定第13号までの平成25年度決算認定13件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。山口決算特別委員長。

○決算特別委員会（山口元之） 決算特別委員会審査報告を申し上げます。平成26年

第3回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、議案第48号及び認定第1号から認定第13号までの決算認定に関する13件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る10月27日、28日、31日の3日間、本特別委員会を開催し、平成25年度の砥部町各会計及び本年3月31日をもって解散した内山衛生事務組合の各会計の決算について、各担当課から歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査するとともに、平成25年度水道事業剰余金の処分について審査を行いました。平成25年度水道事業剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金は、3,243万7,772円で、その全額を第8次拡張事業などの財源に充てるため、建設改良積立金として処分することとしております。その処分内容は適当と認められ、よって議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、25年度における砥部町及び内山衛生事務組合の各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第1号から認定第13号までの13件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見・要望等については、十分ご検討の上、今後の町政運営に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから、討論、採決を行います。まず、議案第48号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第48号平成25年度砥部町水道事業剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号から認定第13号までの13件は、一括して討論、採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までの13件は、一括して討論、採決を行なうことに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。認定第1号から認定第13号までの決算認定13件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、認定第1号から認定第13号までの決算認定13件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時13分 散会

平成 26 年第 4 回定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 12 月 5 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 12 月 5 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 松下 行吉 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	0 人		

平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 承認第 4 号 専決処分第 5 号の承認について
(平成 26 年度砥部町一般会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 2 議案第 50 号 指定管理者の指定について (砥部町峡の館)
- 日程第 3 議案第 51 号 指定管理者の指定について (砥部町交流ふるさと研修の宿)
- 日程第 4 議案第 52 号 指定管理者の指定について (砥部町農村工芸体験館)
- 日程第 5 議案第 53 号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
- 日程第 6 議案第 54 号 指定管理者の指定について
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
- 日程第 7 議案第 55 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 56 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 57 号 砥部町とべ温泉条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 58 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 11 議案第 59 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 12 議案第 60 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 61 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 62 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 63 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

・散 会

平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 26 年 12 月 5 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 承認第 4 号 専決処分第 5 号の承認について

（平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号））

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 1 承認第 4 号専決処分第 5 号の承認についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは承認第 4 号をお手元にお願いいたします。承認第 4 号専決処分第 5 号の承認につきましてご説明をさせていただきます。この専決処分でございますが、先月 11 月 21 日の衆議院議員の解散に伴いまして、直ちに選挙事務に取り掛かる必要が生じました。本来なら、議会の議決に付すべき事件でございますので、議会に補正予算として提案をしなければなりません。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、執行に必要な経費につきまして、砥部町一般会計予算を専決処分により補正をさせていただいたものでございます。ご報告するとともに、内容につきまして、ご説明させていただきます。承認第 4 号、専決処分第 5 号の承認について。地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 26 年 2 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは補正予算書の 1 ページをお願いいたします。平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号でございます。平成 26 年度砥部町の一般会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,053 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 3,269 万 7 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 26 年 11 月 21 日専決、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。歳出補正の 1,053 万 1 千円でございますが、2 款総務費 4 項選挙費の補正でございます。その財源でございますが、2 ページをお願いいたします。13 款国庫支出金 3 項委託金の 1,053 万 1 千円で、全額国庫支出金でございます。選挙費の内容でございますが、11 ページをお願いいたします。4 目衆議院選挙費といたしまして、投開票管理者、投開票立会人の報酬 88 万 4 千円。職員手当等 121 万 8 千円。臨時雇賃金 2 万 8 千円。選挙当日の投開票事務従事者に対する報奨金 354 万 8 千円。入場券の印刷などの需用費 57 万 4 千円。入場券の郵送料などの役務費 172 万 5 千円。選挙ポスター掲示板の

作製、設置撤去委託料 134 万 1 千円。暖房器具等の借上料など 24 万 1 千円。投票用紙読取分類機増設ユニットの購入費 97 万 2 千円でございます。以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

承認第 4 号の採決を行います。本件は原案のとおり、承認することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、承認第 4 号 専決処分第 5 号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 50 号 指定管理者の指定について（砥部町峡の館）

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 2 議案第 50 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） それでは、議案第 50 号指定管理者の指定についてご説明いたします。次のとおり砥部町峡の館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めます。平成 26 年 12 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町峡の館。2、指定管理者となる団体の名称、有限会社砥部町産業開発公社。3、指定管理者となる団体の所在、砥部町総津 159 番地 2。指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。提案理由といたしまして、砥部町峡の館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者の指定を提案するものでございます。なお、別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。この選定につきましては、砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例と、砥部町公の施設指定管理候補選定委員会規定により実施いたしました。砥部町峡の館、施設の概要でございます。所在、砥部町総津 162 番地 1。設置目的、地域資源を活用し、都市と農村の交流を図り、以って福祉の向上に寄与するため、峡の館を設置しております。2、募集概要、募集要項、配布期間、平成 26 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで。申込受付期間、平成 26 年 10 月 20 日から 10 月 31 日まで。申込団体は有限会社砥部町産業開発公社のみでございました。選定の概要

と結果でございますが、選定委員会の委員は4名で行いました。次に審査、選定の経過でございますが、選定委員会開催日は平成26年11月11日。審査選定方法についての協議、決定ですが、審査方法は、あらかじめ設定した評価項目について点数化し、選定委員がそれぞれの採点を行い合計する総合得点方式により選定することにいたしました。選定方法は、提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を行うことといたしました。その総合的な評価の結果が適当であるかを検証行いました。審査、申込団体の出席を求め、提案内容に関し選定委員の質疑応答を行いました。採点表による採点を行い選定委員4人の合計点により評価を行いました。申込団体が1団体のため、さらに検証を行い、総合的な評価を実施した結果、その結果について適当であると判断されました。有限会社砥部町産業開発公社が、候補として決定をいたしました。次のページをお願いいたします。選定基準でございますが、左の区分欄は条例で明記されているものでございます。選定委員1人150点満点で、合計600点でございます。次のページをお願いいたします。選定委員会における審査結果、総評ですが、有限会社砥部町産業開発公社は、総合的な評価点が342点となり、最低必要得点75点を下回る者はいませんでした。次の点で評価ができると認められることから、候補者とすることにしました。①、これまで8年間の指定管理者実績があり、地元出荷者協議会と連携する等、地域に根ざした活動を行っており、商品の取り扱いについても配慮がなされている。②イベントを定期的に開催する等、集客に関して一定の努力を認められることから、町としての指定管理者の候補の決定を、有限会社砥部町産業開発公社にいたしました。また、指定管理の額ですが、産業開発公社が提示した金額は、年間427万8千円。すみません、この資料の中には明記しておりませんが、5年間で2,139万円でございます。町の上限額の提示額につきましては、年間440万円。5年間で2,200万としておりました。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 資料の2ページの比較の表の上から2つ目、審査のポイントのところに、適正な販売手数料が設定されているかどうかというふうなことなんですが、販売手数料が現在どうなっていて、それで課長のお考えでは、その手数料が高いのか、少ないのか、その辺について、聞かせていただければと思います。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。手数料関係でございますが、現状は砥部町では、その手数料につきましては、出荷者協議会と協議して決定しておりまして、町内の業者さんが出荷していただける品物に対して、12%の手数をいただいております。また、砥部町外につきましては、15%いただいております。現状でございます。また、参考でございますが、近隣等の状況も見ましたんですけれども、サービスの程度によりますけれども、15%になっておるといような状況でござい

ます。他市町が経営しているような形については、そういう形、他市町が関与しておる分につきましては、そういう状態になっているようでございます。以上回答とさせていただきます。1つ、その手数料が安いかどうかということでございますが、今施設の経営についてはいろんな意味で燃料高騰、また住民サービスのまだ向上という話があります。その出荷者のサービスを上げるのであれば、やはり手数料も一緒に上げていただかないと、経営が成り立たない、これは現状とっております。ただ、私の意見でございますが、これにつきましては、協議してからの決定でありますので、コメントは申し訳ないです。住民サービスの低下と向上の両方がありますので、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今のお話でしたら、町内の業者さんは、業者さんと言いますか、出荷されてる方は12%ということで、近隣に比べると、少し手数料としては少ないですね、峡の館の方の手数料が少ないというふうに理解していいんですかね。その辺で、生産者、出荷者の皆さんとも確かに今課長言われたように、協議もしていただかないといけないと思いますし、ただ運営のところではやっぱり1点そういうサービス向上のためにも、もう少し利益も必要なんだというふうなことのようですので、しっかりと議論をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。10番山口元之君。

○10番（山口元之） あのちょっとお伺いするんですけどね、この指定管理の金額を前の議運の時に、前回と比較して出してもらおうようお願いしていたんですけど、どっかに載ってるんですかこれ。ちょっとなかなかよう見つけんのですが。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 山口議員さんのご質問にお答えいたします。これは私の不手際で、前そういうものがあつたかどうかということをお私の方が、すみません、前回の資料関係、再確認をしてなかったため、その分見落とししております。ただ、指定管理料につきましては、前年度と比較して、前年度が月額、すみません、ちょっと待ってください。すみませんでした。今現在の指定管理料は、年間396万円。月額33万円でございます。そして今回町が上限額を決めたのが、396万に対して、440万円。月額につきましては、33万が36万7千円。3万7千円の増にしております。ただ、申請人からの提示額につきましては、月額35万6,500円となっております。なおこの値上げにつきましては、3%の消費税と、管理のための費用、光熱水費等の全体で5%上げた形です。しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 山口元之君。

○10番（山口元之） これ、議運の時ですから、総務課長が、そういうふうな表現をしてくれ言うたら、概要は一応仮であつて、そうふうになちゃんと提示するというものであつたんで、そこで終わったと思うんですよ。やはり前回どのくらいいって、今回はどの

くらい増えたとか減ったとか現状とか、それはあとの指定管理のもあると思うんですよ。今振興課だけやなくて、全体の数字を出しておいてくれと。そういうふうにお願ひしとったと思うんですが、その点、総務課長にお願ひします。

○議長（西岡利昌） 松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 山口元之議員のご質問にお答えします。私確かに議運でお伺いしておりまして、担当課の方との意思の疎通ができておりませんでして、表示がなされておりました。これにつきまして、お詫び申し上げます。また、ここ審議で必要、追加資料として出させていただくのであればですね、出させていただきたいと思いますが、ご了承いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西岡利昌） 山口元之君。

○10番（山口元之） 提示された金額が妥当かもわかりませんが、そういう比較も何もなしで、ここではいそれであると審議しますということも、各委員会としても恐らくやりにくいと思うんですよ。やはり、前回はいくら、今回はこういうふうなんでできましたというんで、委員会で審議する方がしやすいと思うんですが、その点どう思われますか。

○議長（西岡利昌） 松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 山口議員のおっしゃるとおりだと思いますので、調製してですね、出させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西岡利昌） 他に質疑はございませんか。井上洋一君。

○11番（井上洋一） 休館日と営業時間の関係、これと人件費の関係なんですが、休館日を増やした方が、言えば赤字が減るのか増えるのか。休館日を増やすか減らすか、その辺の比較はいかがでしようかね。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。休館日につきましては、12月31日から1月3日までの部分をまずお休みとしております。また時間につきましては、午前8時から5時ということですが、冬場と夏場によって、午後6時まで延長という形でしております。また、パートにつきましては2名、店長1名が1日対応するということがございますので、まずそれで、店長につきましては正職員でございます。あとパートの2人分の賃金等についての節約。そこでオープンした方がいいか、休んだ方がいいかということにつきましては、そういう関連もありまして、広田地域の活性化ということでございます。できるだけオープンということで考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡利昌） 井上洋一君。

○11番（井上洋一） 考え方としては、活性化のために財政上の赤字が出ようと出まいとオープンの方向というのが基本的な考えですか。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問にお答えします。広田の活性化のためには、峡の館は絶対必要な施設だと私の方は思っております。また交流人口の増加、定住が望めないのであれば、それぞれ観光シーズンとかに多くの人に来ていただいて、広田の魅力あるところを見ていただきたい、交流人口の増加ということも考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（西岡利昌） 井上議員よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。他に質疑は、このことに関してございませんか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） ここでしばらく休憩します。

午前9時58分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） お手元の方ですね、A4版で2枚の資料を提出させていただきました。議案第50号から52号の指定管理料の指定についての資料。この中で4番目に指定管理料、現在の指定管理料、年額にしておりますが、それと提案された指定管理料の比較をいたしております。それから、両面印刷になっております53号、54号につきましては、(2)として、(3)として、それぞれ提示させていただいております。それから、裏の方にも、文化会館の分につきましても、(2)として提案している管理料、それから現在の指定管理料。いずれも提示させていただいております。議案の審議の参考にしていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 議案第50号指定管理者の指定についての説明を、資料の説明を求めます。萬代産業課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 資料の説明をさせていただきます。4番目指定管理料でございますが、砥部町峡の館。先ほど私が申し上げた396万は、3%の消費税増を反映しておりません。今現在は、3%の消費税を加算した8%で計算した、407万3,143円となっております。以上、またこの3つの施設につきましては、提案された指定管理料につきましても、こういう状態となっております。以上よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） このことについて何か質疑はございませんか。山口議員よろしいでしょうか。

○議長（西岡利昌） 10番山口元之君。

○10番（山口元之） 資料せっかく出してくれたんだけど、あまりにも複雑でちょっとすぐには理解できんですけどね。ここには債務負担行為で全体、5年間の金額が載ってますよね。だからどちらかに準じた表示をしていただければ、すぐ見てすぐ理解もできると思うんですけど、月で言うことがある、年間で言うことがある、4年全部でこう

表示しとると、いうふうになったら非常に分かりにくいんで、すぐにはぱっと見てどれだけ値上げしとんか値下がりはしたんか、現状かちゅうことも分かりにくいんですけど。具体的に言えば、どこが、全体、総務課長にお伺いします。全体で5つあらいね、指定管理しているところが。そこがどういう状況かいうたら、去年より消費税が上がったとかでいいですよ。その今年見とんと、前回の差がどのくらいあるかということだけでも、分かり易くしていただければいいと思うんで、そここのところの表示は、表現はどう、分かるんであれば口でもいいです。そういうふうにおっしゃっていただけません。5つ。

○議長（西岡利昌） 松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 表現方法というか、比較の方法なんですけれども、ちょうどこの26年の4月1日から消費税が8%に上がっております。各指定管理者との契約につきましては、この消費税分については、上乘せすると、我々の方が消費税分は委託料としてお支払いしますよということにしておりまして、債務負担の関係につきましては、最終年度でありましたら債務負担は必要ございませんから、予算を膨らませて契約、協定契約額を大きくする形になってます。こここのところまで、ご理解いただけるでしょうか。そういう状態ですので、比較するとしましたら、26年度の契約額、指定管理者さんの方にお支払する契約額と、今回新たに指定管理料として提示があった金額を年額にして、5年分ですから、5で割ってですね、年額と比較するのが一番分かり易い方法だろうと。もちろんこれが10%になると、消費税がですね、その2%分については、砥部町としては上乘せして再契約と言いますか、追加契約をいたします。ですから、今現在では8%で比較するのがもっと分かり易いということで、26年度の状態と、27年度以降の5年間の分を年額にして比較する。これで見ただけでしたら一番分かり易いと思います。そういう意味で、提示されております資料の、例えば50号から52号までの資料中の4の指定管理料につきましては、現在の指定管理料、これが26年度の指定管理料。それから提案された指定管理料を年額に直した場合の額。これは全て消費税を含んだ額でございます。というふうに見ただけでしたらと思います。次の53、54号につきましても、まず、ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理料につきましては、（2）で、今回の指定管理料として提示がありましたのが、3段目にありますが、指定管理料と年額となっております。年額192万円。それと前回の額、これがこの指定管理料として5年間、前回の分がですね、消費税が変わっておりますので、単純に5年で割って出てこない、額になりますので、右側の年額、年間246万9千円。ここの額が直近の比較する額ということで見ていただけたらと思います。裏面2ページにつきましても同様でございます。3の前回の指定管理料、これは26年度ですね、消費税アップ分と電気料等の値上げで、指定管理料を上げた、その額との比較ということで見ていただけたらと思います。よろしいでしょうか。全体の考え方としてはそういう年額で、直近の年額で見ていただくということでございます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりました。このことについて、何か質疑はございませ

んか。山口議員。

○10番(山口元之) 前にも井上議員さんとか政岡議員さんよく言いよいでたけど、表示の仕方としてですね、同じものがこういう書き方されたら、横は数字で枠入れとる、こっちは文章で書いとる。非常に私どもは見にくいんですけど、こういうのはやっぱり統一して書くべきじゃないんですか。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 今の質問なんですけど、作った担当が違いますから若干表にしておると表でないということではございますけれども、文章と言いますけれども、53と54は線は入れておりませんけれども、192万と246万9千円という表示でございますので、50、52の4の指定管理料と同じような表記というふうにご理解をいただいたらと思っておりますけれども、そこらあたりの表でした方が分かり易いというふうなことでありましたら、また統一をさすように指導をしておきます。

○議長(西岡利昌) 質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑を終わります。お諮りします。議案第50号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第3 議案第51号 指定管理者の指定について(砥部町交流ふるさと研修の宿)

#### (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第3議案第51号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長(萬代喜正) それでは議案第51号指定管理者の指定についてをご説明をいたします。次のとおり砥部町交流ふるさと研修の宿の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町交流ふるさと研修の宿。2、指定管理者となる団体の名称、グリーンプロジェクト。3、指定管理施設となる団体の所在地、松山市今在家町4丁目9番29号。4、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。提案理由といたしまして、砥部町交流ふるさと研修の宿の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、提案するものです。なお別紙の参考資料を見ていただけたらと思っております。選定の経緯でございますが、砥部町交流ふるさと研修の宿を次のとおり選定いたしました。1、施設の概要、所在、砥部町総津117番地。2、設置目的、人と人との交流を図り、もって住民の福祉の

向上に寄与する。2、募集概要、募集要項配布期間、平成26年10月1日から10月31日。申込受付期間、平成26年10月20日から10月31日まで。申込団体、グリーンプロジェクトのみでございました。選定の概要と結果でございますが、選定委員会の委員は5名で行いました。次に審査、選定の経緯でございますが、1、選定委員会の開催日は平成26年11月11日。②、審査、選定方法についての協議、決定ですが、審査方法はあらかじめ設定した評価項目について点数化、選定委員がそれぞれ採点評価を行い合計する総合得点方式にて選定をいたしました。選定方法は選出書類の審査及び面接により、総合的な評価を行うこととしました。また、その総合的な評価の結果が適当であるかどうか検証を行うことといたしました。審査、申込団体の出席を求め、提案内容等に関して選定委員との質疑応答を行いました。採点表による採点を行い、選定委員4名の合計点により評価をいたしました。申込団体が1団体のため、さらに検証を行い総合的な評価を実施した結果、その結果について適当であると判断され、グリーンプロジェクトが候補として決定をいたしました。次のページをお願いいたします。選定基準でございますが、選定委員1人100点満点で500点でございます。次のページをお願いいたします。選定委員会における審査結果、総評ですが、グリーンプロジェクトは総合的な評価得点が414点となり、また、次の点で優れていると認められることから、候補者とする事といたしました。1、現在の指定管理者であり、実績として来客を増やすなど収益の向上に対する意欲がある。堅実な管理運営を行うことができると認められる。2、各種団体やグループとのネットワークを多く有しており、そのネットワークを活用した集客を計画するなど、明確な基本理念、方針を持っており、安定した経営を継続して行うことができると認められる。3、地域住民への施設利用の促進やイベントの企画など、人と人との交流の場として地域に根差した取り組みがなされており、公益性に富み、地域社会への貢献にも大いに期待できることから、町としての指定管理者候補の決定をグリーンプロジェクトにいたしました。また、指定管理の額でございますが、これにつきましては、町も指定管理者もゼロでということでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。さきほどお配りしました資料ですが、追加資料でございますが、4番目指定管理料、砥部町交流ふるさと研修の宿、指定管理料がゼロ、申請人もゼロということで申し込みがありました。以上よろしくご審査をお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） 2ページのところの参考資料、51号の参考資料の2ページのところ、満点が150点になっておるが、これ100点やないんですか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの政岡議員さんのご質問でございますけれども、2ページの満点は150と書いておりますのは、100の間違いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。他にございませんか。佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5年間指定管理料ゼロでやって、また今後も指定管理料はゼロでやっていただけるということで、それはそれでいいことだと思います。が、ここのこの指定管理者が、ゼロでも大丈夫ですというふうなことの裏付けになるようなデータというものは、当然担当課としてはお持ちだと思うんですけども、できれば収支の関係なんか、その細かいことは別にいいんですが、大体年間の売上どれくらいあって、経費で大雑把にこれくらいあって、ここでのもの、利益がこれくらいですというふうなものが把握されてるんだと思うんですけども、よかったら紹介していただければと思います。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず23年度からグリーンプロジェクトということで、ふるさと研修の宿をしていただきました。当初につきましては、100万以上の赤字でございました。平成24、25年では、黒字にしております。これにつきましては、大学、学校等、専門学校等いろんなところに営業に回りまして、合宿所という形の中で、お客数を、宿泊者数を増やした経緯でございます。その結果の中に、数字といたしましては、宿泊者数が23年度では313人。24年度では482人。25年度では728人と、非常に右肩上がりです。また広田エリアの野菜等を使って、メニューについてもいろんな研究をいたしまして、広田のトマトを使ったメニュー、というような形で、広田の人にもだいたい認知していただいておりますので、そういう結果が出たのではないかと考えております。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） もう少し数字でですね、その黒字ですと言われたんですが、その辺のデータが把握されてないのかどうかちょっと分からないんですけども、教えていただければと思うんですけども。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず収入の関係でございますが、23年度宿泊代については138万5千円。24年度は182万8千円台。25年度は292万9千円台。また、その他の収入ということで、喫茶コーナーでございますが、食堂でございます。これにつきましては261万5千円、23年度。24年度は429万3千円。それと25年度は572万6千円と、先ほど申し上げた利用お客様のとおりに右肩上がりです。数字も出ているという状況でございます。よろしくお願いたします。それと、先ほどの訂正、私の方からお詫び申し上げます。参考資料でございますが、私のチェックミスでございます。なお、ここにつきましては、先ほど指定管理料ゼロということで、ここの評価についてはなしということで、通常150点ですから、50点減、100点満点という形です。以上、すみませんでした。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員よろしいでしょうか。他に質疑は。10番山口元之君。

○10番（山口元之） ちょっと聞きたいんですけどね。選定結果のところ、峡の館

150点、砥部町農村工芸体験館100点、砥部町交流ふるさと研修の宿100点。自主的に運営して、町の経費も何もいらん、ただ場所だけ貸してもろて、運営しよるところが、なんで評価が低いんか。町から指定管理料をたくさん払わないかんとこの方が、評価が高いんは、どういう評価なんでしょう。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 評価の点でございますが、先ほど追加で出させていただきました50号から52号、審査の中の点数表でございますが、600満点の342点、750満点の461、500満点の414でございます。分母が違います。また、なお評価につきましては、研修の宿につきましては、非常に結果が数字と共に利用者も多なったということで、評価は非常に高かったということで、その審査の中で上がっていった。ただ、町が指定管理しておるところの評価が悪いということでございますが、これは特に峡の館でございます。毎年6月に決算報告をさせていただいておりますけれども、非常に経営状態厳しゅうございます。これは、出荷者も高齢化して、店舗の人がお手伝いもせんといかん、本来そういう形の中でのことでございますので、ただ、指定管理としての評価はその中で低かったということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（西岡利昌） 山口議員。

○10番（山口元之） 説明はわかるんですけどね、150、150、100なんですよね持ち点が。全部一緒であれば、得点のあれができると思うけど、逆にお金がいらんところの方が評価が低いような表現になってくるっちゅうんもなんかおかしいと思うんですけど。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今のご質問ですけれども、資料50と52の1の1だと思うんですけども、交流ふるさと研修の宿が500分の414ということで、農村工芸体験館の750分の461よりは数字は高いということで、分母が違いますので、ちょっとご理解をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 山口議員さんのご質問にお答えします。これは評価の中に、経営費の削減ができる可能性があるか、努力ができてそれで効果が上がる可能性があるかというのが50点あります。この項目が指定管理料がゼロでございますので、150点が50点、その項目がございませんので、評価点の中に入らないということで、100点満点でしておりますのでよろしくご理解をいただけたらと思います。

○議長（西岡利昌） 山口議員。よろしいでしょうか。また個別でよく聞いていただきますように。他にございませんか。質疑、ございますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。お諮りします。議案第51号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第 51 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 4 議案第 52 号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 4 議案第 52 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） それでは議案第 52 号指定管理者の指定についてご説明をいたします。次のとおり砥部町農村工芸体験館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めます。平成 26 年 12 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町農村工芸体験館。2、指定管理者となる団体の名称、砥部焼体験サポート。指定管理者となる団体の所在、砥部町総津 1798 番地。指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。提案理由といたしまして、砥部町農村工芸体験館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、提案するものでございます。なお別紙の資料を見ていただけたらと思います。選定の経緯でございますが、次のとおり選定をいたしました。1、施設の概要、所在、総津 1117 番地。設置の目的、豊かな農村工芸を次世代へ繋ぐとともに、都市と農村の交流を図り、もって住民の福祉の向上に寄与するため、砥部町農村工芸体験館を設置しています。募集の概要、募集要項配布期間でございますが、平成 26 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで。申込受付、平成 26 年 10 月 20 日から 10 月 31 日。申込団体は砥部焼体験サポートのみでございました。選定の概要と結果でございますが、選定委員会の委員は 5 名で行いました。次に審査、選定の経過でございますが、1、選定委員会開催日は平成 26 年 11 月 11 日。審査、選定方法についての協議、決定ですが、審査方法はあらかじめ設定した評価項目について点数化し、選定委員がそれぞれ採点評価を行い、それを合計する総合得点方式により選定をいたしました。選定方法、次は選定方法でございますが、提出書類の審査及び面接等により総合的な評価を行うことといたしました。また、その総合的な評価の結果が適当であるか検証を行いました。審査、申込団体の出席を求め、提案内容等に関し、選定委員会と質疑応答を行いました。評価表により算定を行い、選定委員の合計点により評価を行いました。申込団体が 1 団体のため、さらに検証を行い、総合的な評価を実施した結果、その結果について適当であると判断されたため、砥部焼体験サポートが候補として決定をいたしました。次のページをお願いいたします。選定の基準でございますが、選定委員 1 人 150 満点で 750 点です。次のページをお願いいたします。選定委員会における審査結果の総評ですが、砥部焼体験サポートは総合的な評価点が 461 点となり、また次の点で優れていると認められるこ

とから、候補者とするものでございます。人員配置について適正な人員が確保されている。また、責任体制が明確に示されており、業務体制も確保されている。構成するメンバーに砥部焼従事者、窯元が2人いるなど、農村工芸体験館の運営上、適正な職能を有しているものと認められております。3、農村工芸体験館でのこれまでの経験と活動実績を生かすことにより、堅実な指定管理運営を行うことができると認められます。4、地域住民への施設利用の促進や、地域の活性化に対する熱意が感じられたため、公益性に富み、地域社会の貢献を大いに期待できることから、町としての指定管理候補者の決定を砥部焼体験サポートにいたしました。また、指定管理料でございますが、現在の指定管理料は、年間135万8千円。それで提案された指定料は、102万円でございます。以上よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第5 議案第53号 指定管理者の指定について  
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第5議案第53号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） 議案第53号指定管理者の指定について。次のとおり砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場。2、指定管理者となる団体の名称、芙蓉メンテナンス株式会社。3、指定管理者となる団体の所在、松山市和泉北4丁目2番7号。4、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日。提案理由でございますが、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行わせるための指定管理者の指定を提案するものでございます。それでは、選定結果の概要について説明申し上げます。別紙の議案第53号資料をご覧ください。施設の概要はご覧のとおりでございます。2、募集の概要、(1)募集要項の配

布期間、平成 26 年 9 月 29 日から 10 月 24 日。(2) 申込受付期間、平成 26 年 10 月 15 日から 10 月 31 日。(3) 申込団体、①芙蓉メンテナンス株式会社 1 社のみでございました。3、選定の概要と結果 (1) 選定委員会の委員、以下の 5 名でございます。(2)、審査、選定の経過。①選定委員会開催日、平成 26 年 11 月 12 日。②選定方法等についての協議決定でございますが、審査方法は選定の基準及び配点を基に選定委員がそれぞれ採点評価を行うことといたしました。選定方法は選定委員が申込団体の提出書類の審査及び面接審査により、総合的な評価を行うことといたしました。また、その総合的な評価の結果が適当であるか検証を行うことといたしました。③審査、申込団体の出席を求め、提案内容の報告を受けた後、選定委員との質疑応答を行いました。評価表による採点を行い、選定委員 5 人の合計点により評価を行いました。候補団体が 1 団体のため、さらに検証を行い、総合的な評価を実施した結果、その結果について適当であると判断されたため、芙蓉メンテナンス株式会社が候補者として決定いたしました。(3) 2 ページでございますが、選定の基準は次の表のとおりとなっておりますので、ご覧ください。続きまして 3 ページをご覧ください。(4) 選定委員会における審査結果、総評でございます。芙蓉メンテナンス株式会社は、総合的な評価点が 1025 点。これは選定委員 5 人の合計でございます。となり、また次の点で優れていると認められることから、候補者としてといたしました。①人員配置について、適正な人員が確保され、責任体制も明確に示されており、業務執行体制も確保されている。②施設の維持管理計画では芙蓉メンテナンス株式会社のグループ会社に専門分野の企業が含まれるなど、堅実な維持管理を行うことができると認められました。また、これまでの実績を生かすとともに、現実的で具体的な内容となっており、堅実な管理運営を行うことができると認められます。③経営規模及び能力では明確な基本理念、方針を持っており、安定した経営を継続して行うことができると認められます。以上でございます。これで、満点でございますが、235 点で 5 人で 1175 点となります。最低必要得点は 153 点の 5 人ということで、765 点といたしました。(5) 指定管理料の額。提示額、芙蓉メンテナンス株式会社が提示した額ですが、5 年間で 960 万円。年間にしますと 192 万円でございます。砥部町が提示しました上限額でございますが、5 年間で 1,020 万円。年間で 204 万円でございます。これで追加資料をご覧くださいと思います。今日お配りした資料ですが、これの 1 ページ目の (3) 前回の指定管理者のところでございますが、指定管理料 1,206 万 9 千円。そして年間で 204 万 6,900 円となっておりますので、これで対比していただきたいと思います。失礼しました。訂正させていただきます。年間 246 万 9 千円でございます。元の資料に帰らせていただきまして、4、町としての指定管理者候補の決定というところで、町では選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定委員会の選定結果を尊重したうえで、総合的に判断した結果、芙蓉メンテナンス株式会社を指定管理者候補に決定することといたしました。以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 53 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第 6 議案第 54 号 指定管理者の指定について

（砥部町文化会館及び砥部町立図書館）

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 6 議案第 54 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） 議案第 54 号指定管理者の指定について。次のとおり砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めます。平成 26 年 12 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町文化会館及び砥部町立図書館。2、指定管理者となる団体の名称、アクティオ株式会社。3、指定管理者となる団体の所在、東京都目黒区下目黒 1 丁目 1 の 11。4、指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日。提案理由でございますが、砥部町文化会館及び砥部町立図書館の管理及び運営に関する業務を、効果的かつ効率的に行わせるための指定管理者の指定を提案するものでございます。それでは選定結果について概要を説明申し上げます。議案第 54 号資料をご覧ください。施設の概要は以上のとおりでございます。2、募集の概要でございます。（1）募集要項の配布期間、平成 26 年 9 月 22 日から 10 月 24 日。応募受付期間、平成 26 年 10 月 15 日から 10 月 31 日。（3）応募団体、①株式会社レスパスコーポレーション。②アクティオ株式会社。③株式会社ケイミックス。以上 3 社でありました。3、選定の概要と結果。（1）選定委員会の委員は以下の 5 名でございます。（2）審査、選定の経過。①選定委員会の開催日、平成 26 年 11 月 12 日。②選定方法等についての協議、決定。審査方法は選定の基準及び配点を基に選定委員がそれぞれ採点評価を行うことといたしました。選定方法は選定委員が申込団体の提出書類の審査及び面接審査により、総合的な評価を行うことといたしました。また、その総合的な評価の結果が適当であるか検証を行うことといたしました。③審査、応募 3 団体の出席を求め、提案内容のプレゼンテーションを受けた後、選定委員との質疑応答を行いました。提案内容等に関し、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を行った後、評

評価表による採点を行い、選定委員 5 人の合計点により評価を行いました。評価表による採点結果により検証を行い、総合的な評価を行うとともに、最も評価点の高かった団体が指定管理者の候補者として適正であるか協議した結果、アクティオ株式会社を砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者候補として選定いたしました。2 ページ目をご覧ください。(3) 選定の基準でございますが、基準は次の表のとおりとなっておりますのでご覧ください。3 ページをご覧ください。(4) 選定委員会における審査結果。アクティオ株式会社は総合的な評価点が最高点、5 人の合計点ですが、726 点となりました。また、次の点で優れていると認められることから、砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者候補者として選定いたしました。①施設の設置目的をよく理解し、利用者に対し公正中立な対応ができ、利用促進に対する考え方が適正である。②町民の文化意識の向上に向けて、砥部町に根付いた文化資源をよく理解し、これを活用した意欲的な適正な事業計画である。③芸術文化振興及び生涯学習推進のための事業の内容がバランスのとれた企画である。④個人情報取り扱いが適正である。⑤職員の配置について管理に必要な常勤職員及び技能職員が確保され、適正な職員配置が計画されている。⑥利用促進と経費削減に対する考え方が適正である。(5) 指定管理料の額ですが、アクティオ株式会社の提示額 3 億 2,110 万円。これは 5 年間でございます。年間にしますと、6,422 万円。砥部町が示しました上限額でございますが、3 億 2,635 万円。これ 5 年間でございます。年間にしまして、6,527 万円でございます。追加資料をご覧くださいと思います。追加資料の 2 の (3) でございますが、前回の指定管理料、5 年間で 3 億 1,120 万 8 千円となっております。年間に直します、直近でございます、26 年度でございますが、年間 6,428 万 8 千円となっております。この増額につきましては、消費税と電気料金のアップとなっております。また元の資料にお戻りください。4、町としての指定管理者候補者の決定でございます。町は、選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、選定委員会の選定結果を尊重したうえで、総合的に判断した結果、アクティオ株式会社を砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者候補者として決定することといたしました。以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ございませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 54 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第7 議案第55号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について**  
**(説明・質疑・総務常任委員会付託)**

○議長（西岡利昌） 日程第7議案第55号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について報告を求めます。松下総務課長。

○総務課長（松下行吉） 議案第55号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。お手元の議案の方を見ていただいたらと思います。提案理由でございますが、議案の最後のページ、20ページをご覧ください。平成26年8月7日の人事院勧告並びに平成26年10月9日の愛媛県人事委員会勧告に従い、職員の給与、議会議員、特別職及び教育長の期末手当の額の改定を行うため、提案するものである。冒頭にお戻りください。提案理由にありますように、条例につきましては、大きく4つに分類されて提案されております。まず1点目でございますが、1ページの括弧書きのところにありますように、砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。それから、17ページをご覧ください。議案の17ページです。表のすぐ下に括弧でございますが、ありますが、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。次にその2つ下のところに括弧書きがございますが、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。それから、最後に18ページ、上から5行目にございますが、括弧書きで砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する。この大きく4つに分かれてございます。附則の関係で、施行時期等、附則において施行時期等を定めてございます。概要をご説明させていただきます。お手元の方に1枚もので議案第55号資料2と書いたものが配布されておるとおもいます。ご用意いただけたらと思います。よろしいでしょうか。まず職員の給料の関係でございますが、2、一般職の給与と書かれておるところです。まず給料表を改定いたします。26年4月1日にさかのぼって全体的なところを見ますと、0.2%程度の引き上げというところ。それから、イとして、医師の初任給手当を引き上げます。医師につきましては、給料とは別に初任給の調整手当として、月額上限額として41万900円ありますが、それを41万2,200円に引き上げるというものでございます。あと、通勤手当を100円から7,100円までの幅で距離によって引き上げる措置をしております。次に職員の特別給付といたしまして、勤勉手当の支給額を0.15%引き上げます。これによりまして、職員の期末勤勉手当、年間で3.95から4.1月になります。引上げ方法につきましては、26年度、27年度上の表にあるような形での引上げになります。裏面をご覧ください。再任用職員につきましても、勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げることとしております。次に、大きな2の給与制度の総合的見直しでございますが、27年度以降で行われるものでございますけれども、まず給料表を抜本改定いたします。それから、医師の地域手当を1%引き上げることと

なります。それと、単身赴任手当の額を30年3月までにかけて段階的に上げていくという措置をしております。あと新たに管理職員の特別勤務手当というのを設けております。これは災害時など、休日、勤務時間、休日等以外の日ということですから、勤務を要する日の午前0時から午後5時までの間に出勤した場合の手当というものでございます。次に特別職及び議員の皆様方の期末手当につきまして、(3)にありますように、町長、副町長、教育長、議員の期末手当を0.15月引き上げまして、下の表にあるような改定を行います。26年度と27年度、それぞれ率は上がりますが、26年度以降期末手当の率はですね、2.95月から3.1月が変わるというものでございます。以上がこの条例の大まかな内容でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第55号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。よって議案第55号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第56号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について (説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第8議案第56号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について報告を求めます。相原保険健康課長。

○保険健康課長(相原清志) 議案第56号砥部町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、ページの下の方でございますが、健康保険法施行令におきまして、出産育児一時金の額が改正されましたために、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、資料の新旧対照表の方でご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。第6条の2第1項の条文中にございます出産育児一時金の額を39万円から40万4千円に改正するものでございます。なお、これは出産育児一時金の本体部分でございまして、条文のただし書き、最後の方でございますが、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする、という文言がございます。この加算部分は産科医療補償制度の掛金分のことでございます。この加算額は国の通知によりまして、本条例の施行規則において、現在3万円と規定されておりますが、この掛金が平成27年1月から1万6千円に引き下げられることになりまして、これに伴い、国より加算額は1万6

千円を基準とする旨通知がございました。これによりまして、本議案を議決いただきました後、本条例施行規則の加算額につきまして、所要の改正、3万円から1万6千円の引き下げを行うこととしております。よって、今回本体部分が1万4千円の引き上げとなりましたが、結果といたしましては、支給総額は現在の42万円で維持されるものでございます。議案書の方にお戻りください。附則でございますが、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。また、施行前に出産した被保険者に係る出産育児金の額は、なお従前の例によるものとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第56号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第56号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第9 議案第57号 砥部町とべ温泉条例の一部改正について

### (説明・質疑・産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第9議案第57号砥部町とべ温泉条例の一部改正についてを議題とします。本案について報告を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 議案第57号についてご説明をいたします。砥部町とべ温泉条例の一部改正について。砥部町とべ温泉条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。入浴料金の改定でございます。別紙の資料を見ていただけたらと思います。右の欄が改正案でございます。入浴料第5条で大人、中学生以上の者350円を500円に。小人、小学生以下の者200円を350円に改定するものでございます。なお、ここには入れておりませんが、第6条に入浴料の減免条文がございます。町長は必要があると認めた時は、入浴料を減額することができるとなっております。条例施行規則により、65歳以上、身体障害者の手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者につきましては、100円減額ができるということになっておりまして、それを適用するものでございます。次に提案理由でございますが、現行入浴料は平成5年8月6日に開館以来21年間据え置いてきました。これまで経営努力をしてきましたが、現行入浴料での経営は光熱費、燃料費の高騰などに伴い大変厳しく、平成27年4月1日から料金の改定をいたしたく提案するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 温泉に入る場合私どもは年が65歳以上でございますから、400円でございますけれども、実際この500円ちゅうのが350円が500円、あまり、事情は話せばわかりますけれども、アップ率が高いんじゃないかと。毎日行きよる人はこれだけ違いますよと、たまたま今朝ね、これで電話をいただいたんですが、それで驚いたわけじゃないんですが、この値上げ幅ももちろん産業建設委員会で審議されると思いますけれども、一気にこう上げるんじゃないかとね、なんとかお年寄り、あるいは一般の人の入りよいような値段の改正をまた委員会のご審議をお願いしておきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 私もちよっと上がり幅が大きいので心配をしているんですが、ある程度の予測ですね、仮にこれがこの改正案のとおりになった場合に、利用がどんな状況になるのか、シミュレーションは多分されたと思うんですが、入場者数というか、利用者数ですね、の推移と今度は逆に入浴料金との関係で現状と対比して、どんなような見通しになるのか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず入浴者数につきましては、15%減、あくまでも推測でございますが、この値上げによって15%。また回数券につきましては、10枚を11枚のプラス、1枚プラスされるこの回数券につきましても、15%。すべて今現状の売り上げについての15%、入浴者もということで計算して、しております。ただ、この今回の改定によりましてでも、一般財源の投入はしなければ経営ができない、これも事実でございます。なお、その中で数字的に今回15%全てにおいて値上げしても15%収入を減と見込んでも、約1千万近い一般財源の繰入という形のものが必要になってまいります。その点この料金改定についても、私どもの方は値上げについても慎重に検討した、案として検討したんですけども、こういう状態になっておりますことをご理解していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員よろしいでしょうか。佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） あとはですね、中学生以上、それから大人と小人ですね、それから先ほど言われましたいろんな軽減措置のある方の比率は年間の利用者数でいくと、大雑把にどれぐらいなもんなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員のご質問にお答えします。今、比率関係については私持っておりませんが、ただ100円割引の高齢者の部分につきましては、積算する時に最も大事な部分だと思っておりましたので、56%から57%ということで、400円をご利用いただいております、割引適用でしていただいております、適用というのは57%、今年間11万人の利用者がおりますが、その中の56.7%につきましては、今400円で入

浴できる状態でございます。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。井上洋一君。

○12番（井上洋一） 確かに苦しい経営状況で値上げはやむを得ないと私も思いますが、周辺にけっこう温泉もできておりますので、施設も古くなって、この辺りで町の行政の皆さん方、ご相談いただいて、廃止も含めて検討されてはいかがですか。商売じゃございませんので、砥部町行政ですから。赤字でも住民福祉のためにやっ払いこうという考えならそれはそれで結構なんです。財政面でどうにもならんと、いうことであれば、廃止もやむを得ない、英断だと私は思います。その辺り、どちらに視点を置くかということで、結果は変わってこようかと思いますが、一度ご検討をしていただきたいと思っております。継続されるか、廃止をするか、それは検討の結果で結構でございます。以上です。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今のご質問のお答えでございますけれども、これは行政が住民の福祉というようなことで温泉の経営をしておりますけれども、やはり税金から多くのお金をつぎ込むというふうなことにつきまちは、公平の原則からいきますと不平等というふうなこともございますので、一応受益者負担という形で今回上げさせていただきました。ただ、今、井上議員さんがおっしゃられましたとおりでございます、このことについては今すぐに廃止というようなことは分かりませんが、住民の皆様方のご意見やら、議員の皆様方のご意見を十分お聞きして将来の検討課題とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 井上議員よろしいでしょうか。他にございませんか。大平弘子君。

○8（大平弘子） 続いて経営していくのでしたら、値上げに対してですね、何か新しい方法を考えられたのでしょうか。よそにもありますが、年間パスポートを作るとか、できるだけ来てもらえる、入浴に来てもらえるような新しい方法は何か考えられていた方がいいのではないかと私は考えておりますが。

○議長（西岡利昌） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 大平弘子議員さんのご質問にお答えします。ちょっと私どもはパスポートとか云々は、温泉を利用してまた割引とかいう考え方だと今では推測したんでございますけれども、今先ほど申し上げました65歳以上の人が50%以上を超えた、それは温泉バスとか、いろんな形の中で、地域の中で広範囲に動けない、身近なところで温泉を楽しみたいという形の中でございます。また先ほど申し上げました回数券につきましても、10枚まとめて買っていただくと1枚プラスとか、いろんな形、そういう形の中で、来ていただいた時に来ていただいたお客様に、臨時職員等、正職員1名温泉に勤めておりますけれど、いい感じで、いい笑顔でという形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西岡利昌） 大平議員よろしいでしょうか。他にございませんか。質疑を終わります。お諮りします。議案第57号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第 57 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後 1 時 10 分の予定です。よろしく申し上げます。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

~~~~~

- 日程第 10 議案第 58 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 議案第 59 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 60 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 61 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 62 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 63 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（説明・質疑・各常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第 10 議案第 58 号から日程第 15 議案第 63 号までの平成 26 年度補正予算 6 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、私から議案第 58 号から第 61 号まで一般会計とそして国民健康保険特別会計、それと介護保険事業特別会計、そして浄化槽特別会計の特別会計 3 会計の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。はじめに一般会計について説明をさせていただきます。一般会計補正予算書第 5 号の 1 ページをお願いいたします。議案第 58 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号。平成 26 年度砥部町の一般会計補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,908 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 9,178 万 6 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。債務負担行為補正第 2 条、債務負担行為の追加は第 2 表債務負担行為補正による。平成 26 年 12 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。歳出補正 5,908 万 9 千円の主なものについてご説明いたします。全体的なところで、人件費の補正が 1,542 万 9 千円ございます。これにつきましては、一般職員の月例給の引上げ、勤勉手当支給割合の引上げ、議員特別職の期末手当の引上げ、その他人事異動等によるものでございます。その他の補正でございますが、主なものといいたしまして、

1 款議会費 1 項議会費でございますが、給食センターの先進地視察費の旅費でございます。88 万円増額。2 款総務費 1 項総務管理費で社会保障・税番号制度の導入に伴います中間サーバー等の整備に関する負担金 98 万 1 千円の増額。4 項選挙費で県議会議員選挙費 350 万 1 千円の増額。3 款民生費 1 項社会福祉費で、障害者福祉サービス等の利用者の増加に伴う介護給付費等支給事業費 1,242 万 3 千円の増額。申請者の増加によります身体障害者等の補装具費支給事業費 181 万円の増額。25 年度事業の確定によりまして、県後期高齢者医療広域連合への医療給付費の追加負担金 614 万 6 千円。施設介護サービス給付費等の増加により、介護保険事業特別会計への繰出金 617 万 8 千円の増額。2 項児童福祉費で、受診者の増加によります児童医療費 640 万 4 千円の増額。4 款衛生費 2 項清掃費でごみ処理量の増加と灯油単価の上昇により、美化センターの燃料費 378 万円の増額。6 款農林水産業費 1 項農業費で、新規就農者拡大促進事業費として、新規就農者が整備するコンバインや玉ねぎ調整機などの購入に対する補助金 363 万円の増額。町単独土地改良事業費として、地元が行う農道の災害復旧、かんがい排水事業に対する補助金 51 万 5 千円の増額。2 項林業費で、有害鳥獣捕獲に対する交付金 225 万 4 千円の増額。7 款商工費 1 項商工費で、東京銀座松屋百貨店で開催の砥部焼まつり 30 周年記念イベントに対する補助金 80 万円の増額。国道 33 号の県総合運動公園より北の中央分離帯に砥部焼モニュメントを設置するため、その調査等の委託料 74 万 6 千円の増額。8 款土木費 4 項都市計画費で公共下水道事業の使用料の増収、建設改良費の減額等に伴う一般会計から公共下水道事業会計に対する繰出金、失礼しました、補助金、出資金等の 1,072 万円の減額。10 款教育費で、学校生活支援員の追加配置により、賃金を 2 項小学校費 55 万 1 千円。3 項中学校費 36 万 6 千円の増額などがございます。この財源でございますが、2 ページをお願いいたします。特定財源といたしまして、大きなもので 13 款国庫支出金 865 万 4 千円。14 款県支出金 985 万 3 千円。一般財源といたしまして、9 款地方交付税、普通交付税でございますが、3,810 万 2 千円を充てております。次に債務負担行為補正でございますが、4 ページをお願いいたします。5 件の追加がございます。まず砥部焼陶芸塾運営委託料に対する債務負担、期間が 27 年度、28 年度、2 カ年。限度額は 414 万 8 千円でございます。続きまして以下 4 件につきましては、指定管理料に対する債務負担でございます。まず、砥部町峡の館に対するもので、期間が 27 年度から 31 年度までの 5 年間で限度額が 2,139 万円。砥部町農村工芸体験館に対するもので、同じく 5 年間で 510 万円。砥部町文化会館と図書館に対するもので、同じく 5 年間で 3 億 2,110 万円。砥部町陶街道ゆとり公園と田ノ浦町民広場に対するもので、同じく 5 年間で 960 万円でございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計についてご説明をいたします。国民健康保険事業特別会計補正予算書第 1 号の 1 ページをお願いいたします。議案第 59 号平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号。平成 26 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第 1 条、事業勘定は既定の歳入歳出

予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,477 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 9,777 万 1 千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,473 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 26 年 12 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 3 ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず事業勘定でございます。2 款保険給付費で、退職被保険者の医療費の増加により、退職被保険者等療養給付費、療養費及び高額療養費、3,530 万円の増額。10 款諸支出金で 25 年度事業の確定により国県支出金について、国県への返還金 2,922 万 9 千円の増額などがございます。財源でございますが、2 ページをお願いいたします。4 款医療給付費等交付金。これにつきましては社会保険診療報酬支払基金交付金でございますが、3,530 万円と、10 款繰越金 2,947 万 2 千円を充てております。次に直営診療施設勘定でございます。5 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1 款総務費 1 項施設管理費で、人件費 6 万 6 千円の増額でございます。財源でございますが、4 ページをお願いいたします。8 款繰入金 1 項他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、全額一般会計繰入金を充てております。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして介護保険事業特別会計についてご説明をさせていただきます。議案第 60 号でございます。介護保険事業特別会計補正予算書第 2 号の 1 ページをお願いいたします。議案第 60 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号。平成 26 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第 1 条、保険事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,590 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 7,154 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 26 年 12 月 5 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。歳出でございます。介護保険事業特別会計につきましては、保険事業勘定のみ補正でございます。1 款総務費 3 項介護認定審査会費でございますが、介護保険法の改正により、伊予市伊予郡で共同設置しております要介護度認定審査会のシステム改修に要する負担金 154 万 3 千円の増額。2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費で、入所者の増加等による介護保険施設入所者の施設介護サービス給付費 6,208 万円の増額。4 款地域支援事業費では、人件費 162 万 8 千円の増額などがございます。財源でございますが、2 ページをお願いいたします。国庫支出金 1,638 万 5 千円。支払基金交付金 1,867 万 9 千円。県支出金 1,114 万 5 千円。そして一般会計及び基金からの繰入金 1,969 万 4 千円を充てております。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。次に浄化槽特別会計についてご説明をさせていただきます。浄化槽特別会計補正予算書第 2 号の 1 ページをお願いいたします。議案第 61 号平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号。平成 26 年度砥

部町の浄化槽特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ947万円を追加し、失礼しました。94万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,012万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款浄化槽点検管理費、1項浄化槽点検管理費でございますが、人件費94万7千円の増額でございます。財源でございますが、2ページをお願いいたします。全額繰越金を充てております。私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 失礼いたします。私の方からは企業会計2件についてご説明申し上げます。まず議案第62号平成26年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。第1条、平成26年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、予算第2条に定める業務の予定量を次のように改める。2、年間汚水処理水量を、23万700m³。3、1日平均処理水量を632m³。4、主要な建設改良事業、管渠整備として3億8,460万円。第3条、平成26年度砥部町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございますが、1款1項営業収益を688万円増額し4,632万2千円に。2項営業外収益を425万円減額し2億1,034万2千円とし、収入合計を差引263万円増額し2億5,671万4千円とするものでございます。次に支出でございますが、1款1項営業費用を450万7千円増額し2億2,302万9千円に。2項営業外費用を210万円減額し1,352万3千円とし、支出合計を差引240万7千円増額し2億3,805万2千円とするものでございます。次に第4条、予算第4条本文括弧書中不足する額4,286万1千円を不足する額3,573万4千円に、過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,386万1千円と当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,900万円を過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,604万7千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,900万円及び過年度分損益勘定留保資金68万7千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございます。1款1項企業債で3,910万円減額し2億140万円に。3項補助金で3,920万円減額し1億5,530万円に。4項負担金及び分担金で590万円増額し2,805万3千円に。6項他会計出資金で400万円減額し3,300万円とし、収入合計を差引7,640万円減額し4億2,575万3千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。次に支出でございます。1款1項建設改良費で8,402万7千円減額し4億1,583万3千円に。2項企業債償還金で50万円増額し4,565万4千円とし、支出合計を差引8,352万7千円減額し4億6,148万7千円とするものでございます。次に第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改めるものでございます。限度額を3,910万円減額し2億140

万円とするものです。次に第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、職員給与費を4,784万5千円とするものです。次に第7条、予算第9条本文中の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億2,631万8千円を1億2,031万8千円に改めるものでございます。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。主な増減でございますが、1ページをご覧ください。3条予算で、これは収益収支でございます。県団地早期切替や、供用開始区域内の早期接続世帯の増加による下水道使用料金の増額や、給与改定等による増減でございます。その下の4条予算では、資本的収支でございます。下水道管渠敷設工事に伴います国庫補助金交付額が約2割減額されたことにより、国庫補助金、企業債、一般会計出資金、工事請負費の減額でございます。続きまして議案第63号をお願いいたします。平成26年度砥部町水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。第1条、平成26年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、平成26年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものです。支出ですが、1款1項営業費用を27万5千円増額し2億8,043万9千円とし、支出合計を3億1,840万6千円とするものです。次に第3条、予算第4条本文括弧書中不足する額1億2,808万3千円を不足する額1億2,835万1千円に、過年度分損益勘定留保資金1億1,625万円を過年度分損益勘定留保資金1億1,651万8千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出でございます。1款1項建設改良費を26万8千円増額し2億2,185万2千円とし、支出合計を3億495万1千円とするものです。次に第4条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改めるもので、職員給与費を5,056万3千円とするものでございます。平成26年12月5日提出、砥部町長佐川秀紀。これは、給与改定等に伴います人件費のみの増額でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第58号から議案第63号までの平成26年度補正予算6件については、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第58号から議案第63号までの平成26年度補正予算6件については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月12日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午後1時35分 散会

平成 26 年第 4 回定例会（第 3 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 12 月 12 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 12 月 12 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 松下 行吉 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	1 人		

平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 50 号 指定管理者の指定について（砥部町峡の館）
- 日程第 2 議案第 51 号 指定管理者の指定について（砥部町交流ふるさと研修の宿）
- 日程第 3 議案第 52 号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）
- 日程第 4 議案第 53 号 指定管理者の指定について
（砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場）
- 日程第 5 議案第 54 号 指定管理者の指定について
（砥部町文化会館及び砥部町立図書館）
- 日程第 6 議案第 55 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 56 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 57 号 砥部町とべ温泉条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 58 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 10 議案第 59 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 60 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 61 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 62 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 63 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 請願第 6 号 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、
地域を守る請願書
- 日程第 16 請願第 7 号 自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の
抜本改善を求める意見書に関する請願書
- 日程第 17 陳情第 11 号 砥部町議会における『地域林業・地域振興の確立に向けた
「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）』採択に
向けた取り組みへの協力要請について

- 日程第 18 陳情第 12 号 砥部町議会における『「森林・林業基本計画」の推進に係る
意見書（案）』採択に向けた取り組みへの協力要請について
- 追加日程第 1 発議第 5 号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長
と施策拡充に係る意見書提出について
- 追加日程第 2 発議第 6 号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書提出について

・閉 会

平成 26 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 26 年 12 月 12 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

**日程第 1 議案第 50 号 指定管理者の指定について（砥部町峡の館）**

**（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）**

○議長（西岡利昌） 日程第 1 議案第 50 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 50 号指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 50 号は、砥部町峡の館を管理運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、有限会社砥部町産業開発公社で、指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 50 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 51 号 指定管理者の指定について（砥部町交流ふるさと研修の宿）

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 2 議案第 51 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 51 号指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 51 号は、砥部町交流ふるさと研修の宿を管理・運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、グリーンプロジェクトで、指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされているものと認められ、よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。
これから議案第 51 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。
[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 52 号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）  
（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 3 議案第 52 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 52 号指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 52 号は、砥部町農村工芸体験館を管理運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、T. T. S、砥部焼体験サポートで、指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされているものと認められ、よって、議案第 52 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 52 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 52 号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 4 議案第 53 号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 4 議案第 53 号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 53 号指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 53 号は、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場を管理運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、芙蓉メンテナンス株式会社で、指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 日間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。失礼いたしました。指定管理期間 5 年間です。訂正をいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第54号 指定管理者の指定について
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第5議案第54号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(佐々木隆雄) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第54号指定管理者の指定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第54号は、砥部町文化会館及び砥部町立図書館を管理運営する指定管理者を指定するものであります。指定管理者となる団体の名称は、アクティオ株式会社で、指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。
これから議案第54号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第55号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第6議案第55号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託されました、議案第55号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第55号については、人事院勧告並びに愛媛県人事委員会勧告に準じて、一般職の職

員の給与を改定するとともに、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の改定を行うため、4つの条例を改正するものです。一般職の給与については、給料表の平均0.2%引上げや通勤手当と初任給調整手当の引上げとともに、勤勉手当の支給率を0.15月分引上げる改正をしています。また、給与制度の総合的見直しにより、27年度以降の給料表の平均2.38%引下げなどの改正についても規定をしています。職員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当については、支給率を0.15月分引上げる改正をしています。附則では、施行期日や経過措置などを規定しています。その内容は適正と認められ、よって、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。職員並びに町長と読みましたのは、議員並びに町長ですので、訂正いたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今回の条例改正で前段部分については、本当にしばらく上がってなかったということで、職員の皆さんも喜ぶんだろうと思います。これは大いに賛成できるなというふうに思うんですが、後半部分がですね、3年間の措置があるということではあるんですが、体系表そのものがそれぞれ金額が減ってるというふうなことで、今アベノミクスがずっと進行してますというふうなことで、選挙戦の中で言われておりますが、見通しがあるのであれば、あえて下げなくてもいいかなんていふうに今思うんですが、その辺についての議論というのは、委員会ではなされなかったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 8番大平弘子君。

○総務常任委員長（大平弘子） 話し合いはされました。されたんですけども、その後ですね、話し合いはしました。その後ですね、平均したら、何年か経ったら元のおりになるんじゃないかという話し合いがされたので、みんなで賛成したんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 私が委員長に質問したのはですね、3年間はとりあえず減る分については、別途対応しますということで、減らないんですけども、3年後は当然減ってくるわけですね。さっきも言いましたように、今年度は上げておいて、3年先には下がるよみたいなことになるんで、その辺について委員の皆さんから意見なんか出なかったのかなというふうなことをお聞きしたんです。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君。

○総務常任委員長（大平弘子） そういう問題はありませんでした。

○議長（西岡利昌） よろしいでしょうか。佐々木議員。他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 56 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 7 議案第 56 号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 56 号砥部町国民健康保険条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 56 号については、健康保険法施行令において、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する出産育児一時金の額を、39 万円から 40 万 4 千円に改正し、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとしています。この改正に伴い、出産育児一時金の額は 1 万 4 千円引き上げられますが、3 万円を上限として規則で定めている産科医療補償制度加算を 1 万 4 千円引き下げて、1 万 6 千円に改正することとしており、支給総額は従前のとおり 42 万円を維持することとなるとのことです。その内容は適正と認められ、よって議案第 56 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第57号 砥部町とべ温泉条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第8議案第57号砥部町とべ温泉条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第57号砥部町とべ温泉条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第57号については、光熱水費や燃料費の高騰などに伴い、現行の入浴料での経営が、大変厳しい状態となっているため、開館以来21年間据え置いてきた入浴料を、中学生以上350円から500円に、小学生以下200円から350円に、それぞれ150円引き上げる改正を行うもので、平成27年4月1日から施行することとしています。委員の質疑に対し、とべ温泉は観光施設として位置付けしており、一般財源の持出しはできるだけ減らしたい、入浴料を案どおり引き上げても、1千万円程度の一般財源の持出しが必要であると見込んでいる、25年度の利用者の56.4%が65歳以上の割引対象者である、町内利用者と町外利用者との入浴料の区別は考えていない、泉質も良く公衆浴場より高くても仕方がないという入浴者の声もある、などの答弁がありました。また、討論においては、150円の値上げは高すぎるので反対であるとの反対討論や、これまで21年間据え置いており、今回の値上げはやむを得ないもので、65歳以上の割引を考えると高くはないと思うとの賛成討論があり、採決の結果、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 私は、基本的に賛成とか反対とかいうんじゃないじゃなくて、住民の方々からちょっとご意見をいただきました。今まで据え置いて、一気に上げるのかと。150円。今までに段階的に上げていけば、こんなことにはならなかったんじゃないかというご意見もございます。また、消費税アップの時、8%になった時ですが、そういう消費税アップの時に一緒にすれば、よかったんじゃないかと。ですから今回少し上げて、10%に今度なる時にそういう金額に合わせていったんではだめなのかというご意見も出ております。その辺のあたり、議論が出たんでしょうか。それとも全くなかったんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 井上議員のご質問にお答えします。その意見は、消費税の5%から8%に上がった時に上げておいたらよかったというような意見はございました。

○議長（西岡利昌） 井上議員よろしいでしょうか。井上議員。

○12番（井上洋一） ご意見があったようですが、それと段階的に上げるという議論の中で、そのあたりはどのような経過だったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 井上議員のご質問にお答えします。その件は出てございません。段階的には、消費税5%から8に上がった時だけの意見は出ましたけど、それ以降の10%になるというようなことの見解は、出てございません。

○議長（西岡利昌） 井上議員よろしいでしょうか。井上議員。

○12番（井上洋一） いろんなご意見があろうかと思えます。私も一部の方から言われたただけであって、全部みなさんに聞いて回ったわけじゃございません。将来を含めて、理事者側でご検討いただいて、前回町長の方から少し答弁いただきましたが、廃止も含めて、ご検討していただきたいと思えます。私は廃止をせえと言ひよるわけじゃないんですよ。あくまでも将来について、このとべ温泉をどうしていくかという基本的な議論をしていただきたいと思えますので、要望を申し上げまして、終わります。以上です。答弁ありません。

○議長（西岡利昌） 他に。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 報告を聞いておまして、65歳以上の方の利用が過半数を超えているというようなこと、それから報告には触れなかったんですけど、福祉バスというふうなことで、送迎のバスがあるというふうなことで、かなり福祉的な意味合いも強い温泉だなと思っていたんですが、観光施設だというふうなことを言われました。そういう意味ではですね、観光施設である以上は、当然お客さんとの関係でサービス面でも向上をさせることが必要じゃないかというふうな思いがあるんですけども、その辺についてですね、値段は上がります、サービスについてはどうなんですかというふうなことについては、どんな状況で、どのようなことを話し合いされたのかどうか、よかったら紹介いただけたらと思えます。

○議長（西岡利昌） 政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 佐々木議員のご質問にお答えします。施設のことなんですけど、当初は打たせ湯があったんですけども、打たせ湯すると隣の人に散るというようなことで、止めているというようなことがあって、それもカーテンか何かをして、使えるようにしたらどうかというふうなご意見もございました。そしていろんな中で、施設の中の業務などについて、お客様サービスを考えたいと思っているという理事者の答弁もございました。その具体的な内容は聞いてございませんが、そのような答弁があったことをお知らせします。

○議長（西岡利昌） 佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） これは委員長にというより、むしろ理事者側に要望として聞いていただければと思うんですけども、さっき言いましたようにですね、値段が上がりました、サービス面でここがこうなりますみたいなものがないと、町民の皆さんも、ちょっとね、納得しづらいところもあるかと思うんですけど、なにかこう、こういうところは改善しますというふうな考えを示していただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

担当課長でも結構ですが。

○議長（西岡利昌） 理事者には、ちょっとそれは質問はできないんですが。委員長が質問をされますから。委員長に質問をするような内容をお願いします。佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） では委員長に今の質問を振りたいと思います。委員長の方からそういうことも可能であればしていただければと思います。

○議長（西岡利昌） 政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 佐々木議員のご質問にお答えします。具体的にはかけ湯などもしたらいいんじゃないかというようなご意見とか、足湯ですかね、を作ったらというようなご意見も出とったわけですけども、それについての具体的なこうするというような返事はいただいてございません。

○議長（西岡利昌） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 57 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 58 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 10 議案第 59 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 60 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 61 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 62 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 63 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 9 議案第 58 号から日程第 14 議案第 63 号までの平成 26 年度補正予算 6 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 58 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、清掃費関係で、ゴミ処理量の増加と灯油単価の上昇により、美化センターの燃料費を 378 万円増額しています。農業費では、新規就農者拡大促進事業を追加して実施することに



に伴い、補助金を363万円増額しています。また、宮内区の幸田水路改修工事など、3件の事業に対する町単独土地改良事業補助金51万5千円を増額しています。林業費では、有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴い、交付金を225万4千円増額しています。商工費では、東京銀座松屋百貨店で開催している砥部焼祭りの30周年記念イベントに対する助成のため、砥部焼協同組合への交付金を80万円増額しています。また、来年度に国道33号の砥部焼モニュメントを県総合運動公園以北に追加設置することに伴い、設置場所の選定や国土交通省との事前協議に係る調査等委託料74万6千円を増額しています。土木費では、下水道使用料の増収や人事異動に伴う児童手当の減額に伴い、公共下水道事業会計への補助金を600万円、負担金を72万円減額するとともに、下水道の建設改良費減額に伴い、同事業会計への出資金を400万円減額しています。以上のほか、職員の人件費の補正がなされています。次に、議案第61号平成26年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号は、給与改定などに伴う職員の人件費を94万7千円増額しています。この財源は、保守点検事業繰越金で賄うこととしています。次に、議案第62号平成26年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号は、業務の予定量について、年間汚水処理水量を23万700 $\text{m}^3$ に、1日平均処理水量を632 $\text{m}^3$ に、主要な建設改良事業の管渠整備を3億8,460万円に改めています。次に、収益的収入及び支出において、支出では、人事異動や給与改定などに伴い、人件費を24万6千円増額、下水道事業促進全国大会参加旅費を5万円増額、減価償却費を421万1千円増額、企業債の借入額や利率の減少に伴い、支払利息を210万円減額しています。収入では、県団地早期接続に伴い、下水道使用料を760万円増額、児童手当に係る一般会計負担金を72万円減額、使用料増収に伴い、一般会計補助金を600万円減額、減価償却費確定により長期前受金戻入を170万円増額、雑収益を5万円増額しています。次に、資本的収入及び支出において、支出では、建設改良費において、人事異動などに伴い、人件費を162万7千円減額、国庫補助金交付額の減額に伴い、中央幹線管渠敷設工事を来年度に振り替えたため、工事請負費を8,240万円減額しています。また、企業債償還金においては、利率見直しに伴い、償還元金を50万円増額しています。収入では、建設改良費の減額に伴い、企業債を3,910万円、国庫補助金を3,920万円、一般会計出資金を400万円それぞれ減額しています。また、一括支払者の増加に伴い、受益者負担金を590万円増額しています。次に、起債の限度額を、既決限度額2億4,050万円から3,910万円減額し、2億140万円としています。次に、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている職員給与費の額を、4,784万5千円に改めています。また、下水道事業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を1億2,031万8千円に改めています。次に、議案第63号平成26年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、給与改定に伴う職員の人件費を、収益的支出で、27万5千円増額し、資本的支出で、26万8千円増額しています。これらの財源は、水道料金収入と過年度分損益勘定留保資金で賄うこととしています。また、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている職員給与費の額を、5,056万3千円に改めています。

いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 58 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号の 4 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 58 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係で、障害福祉サービスと障害児通所支援の利用者の増加に伴い、給付費の支払手数料を 12 万 2 千円、給付費を 1,242 万 3 千円増額、心身障害者扶養共済制度の加入口数の追加により、掛金負担金を 25 万 7 千円増額、身体障害者(児)補装具費支給申請件数の増加により、支給事業費を 181 万円増額、自立支援医療給付費受給者の増加により、給付事業費を 61 万 4 千円増額、25 年度事業費の確定に伴い、障害者自立支援給付費と障害児施設措置費に係る国庫負担金返還金 26 万 6 千円を増額、養護老人ホーム入退所に伴う入所措置費を 60 万円増額、国保診療所職員の人件費補正に伴い、国保直営診療施設勘定への繰出金を 6 万 6 千円増額、25 年度事業費の確定に伴い、後期高齢者医療市町療養給付費負担金を 614 万 6 千円増額、介護施設入所者の増加などに伴う施設介護サービス給付費などの増額に対応するため、介護保険事業特別会計への繰出金を 617 万 8 千円増額しています。児童福祉費関係では、砥部、宮内、麻生の 3 つの保育所の電気代など光熱水費を 76 万 1 千円増額、本年 8 月から助成対象を拡大した児童医療費助成事業において、医療費の不足が見込まれるため、児童医療費を 640 万 4 千円増額、未熟児養育医療給付事業において、助成対象者の増加が見込まれるため、給付費を 50 万 6 千円増額しています。教育費では、学校生活支援員を、麻生小学校に 2 人、砥部中学校に 1 人、それぞれ追加配置するための賃金、合わせて 91 万 7 千円を増額、町指定文化財である広田地区の総森三島神社本殿・拝殿が、周辺樹木の倒木による破損の恐れがあるため、当該樹木の伐採に係る文化財保存顕彰事業費補助金 48 万 5 千円を増額しています。以上のほか、教育長の期末手当や一般職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第 59 号平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、事業勘定で、退職被保険者の医療費の増加に伴い、療養諸費と高額療養費合わせて、3,530 万円増額、県下市町の医療費負担の平準化を図る高額医療費共同事業拠出金を 24 万 3 千円増額、25 年度事業費の確定に伴い、交付過多となった療養給付費等負担金などの返還金 2,922 万円 9 千円を増額しています。これらの財源は、退職者医療療養給付費等交付金と繰越金で賄っています。直営診療施設勘定では、職員の人件費を 6 万 6 千円増額しています。この財源は、一般会計からの繰入金で賄っています。次に、議案第 60 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定のみ補正で、介護保険法改正に伴い、伊予市・伊予郡で共同設置している要介護度認定審査会のシステム改修を行うため、負担金を 154 万 3 千円増額、介護保険施設入所者の増加などに伴い、施設介

護サービス給付費を 6,208 万円増額、一人当たりの医療費と介護サービス利用額の増加に伴い、高額医療合算介護サービス等費を 65 万 2 千円増額しています。また、介護保険システム改修費に係る国庫補助金の活用に伴い、財源組替を行っています。以上のほか、職員の人件費の補正がなされています。これらの財源は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金で賄っています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 58 号、第 59 号、第 60 号の 3 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 58 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、議会費で、学校給食センター改築検討特別委員会の先進地視察旅費 88 万円を増額しています。総務費では、東日本大震災の被災地である宮城県山元町へ、来年度も職員を 1 人派遣するため、現地下見や赴任に係る旅費 39 万円を増額しております。南ヶ丘区の有線放送設備の改修に対する補助金 12 万 7 千円を増額しています。また、社会保障・税番号制度導入に伴う、国及び自治体間の連携に必要なシステム整備において、中間サーバー等の整備に係る負担金 98 万 1 千円を増額しています。また、県議会議員選挙に係る本年度中の事務経費 350 万 1 千円を増額しています。以上のほか、議会の議員、町長及び副町長の期末手当や一般職員の人件費などの補正がなされています。次に歳入については、5,908 万 9 千円の増額で、地方特別交付金を 171 万 2 千円増額、地方交付税は普通交付税を 3,810 万 2 千円増額、分担金及び負担金を 16 万 8 千円増額、国庫支出金は障害者自立支援給付費負担金 366 万円など 865 万 4 千円を増額、県支出金は県議会議員選挙費委託金 350 万 1 千円など 985 万 3 千円を増額、諸収入は 60 万円増額しています。また、債務負担行為補正では、砥部焼陶芸塾運営委託料に対する 27 年度から 28 年度の債務負担行為 414 万 8 千円を追加設定しています。また、砥部町峡の館などの公の施設指定管理料に対する 27 年度から 31 年度の債務負担行為 4 件、合わせて 3 億 5,719 万円を追加設定しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。地方特別交付金を、地方特例交付金を 171 万 2 千円と訂正いたします。

○議長（西岡利昌） ここでしばらく休憩します。再開は午前 10 時 45 分の予定です。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 議案第 58 号の一般会計総務費の中で、中間サーバープラットフォームの整備に関する基本的な考えを 2 点ほどお尋ねいたします。1 点目ですが、番号制度導入にあたり、地方公共団体が全国 2 カ所にこの中間サーバーの拠点を整備し、クラウドの積極的な活用によって共同化及び集約化を推進していくと考えておりますが、やはりこの中で心配するのが、リスクの問題です。個人の情報や、漏洩、またウイルス対策など様々なリスクへの対応として、中間サーバーソフトウェアにおける対策、またもう 1 つは、砥部町としても対策、どのような考えで、どのような議論がされたのかお尋ねします。2 点目ですが、先月 11 月 10 日ですかね、マイナンバー制度の中間サーバープラットフォーム構築のための管理支援業務の一般競争があったとお聞きしております。そういう中で、この入札が不調に終わったと、要するに入札者がいなかったということではありますが、こういうマスコミ報道の中で心配するのは、この運用が推進年度、運用、この番号法に基づいて運用される年度が変わってくるのかと、その辺を懸念するんですが、この運用開始年度は、正確に大体どれぐらいになるのか、この辺のことをお尋ねしたい。この 2 点についてお尋ねします。

○議長（西岡利昌） 大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 中島議員に対するお答えをいたします。ブラックサーバーの件はですね、国に 1 カ所、2 カ所に分けて作るということをお聞きだけで、そのあとはどこにするとも何も聞いておりません。何も意見はありませんでした。そしてもう 1 つの入札の件ですが、その件も、いつするかとかいうのは、議論はしておりませんので。以上です。

○議長（西岡利昌） 中島議員よろしいですか。他に質疑はございませんか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論、採決については 1 件ずつ行います。議案第 58 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 58 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 賛成多数です。ご着席ください。よって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 59 号平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 59 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 60 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 60 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 61 号平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 61 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 62 号平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 62 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 63 号平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 63 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 請願第 6 号 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、
地域を守る請願書
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 15 請願第 6 号「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る請願書を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、請願第 6 号農業改革の名による農業、農協つぶしをやめ、地域を守る請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、食料自給率の向上を目指すこと、協同組合の自主性を守り、農協の組織改編を法律で押し付けないこと、農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実すること、など 5 つの事項を要請する意見書を、政府へ提出することですが、協議において、もう少し動向を見守るため継続審査とすべきとの意見や、不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、請願第 6 号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。
これから、請願第 6 号の採決を行います。請願第 6 号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第 6 号を 採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（西岡利昌） 起立少数です。ご着席ください。よって、請願第 6 号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 16 請願第 7 号 自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本

**改善を求める意見書に関する請願書**  
**(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)**

○議長（西岡利昌） 日程第 16 請願第 7 号自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善を求める意見書に関する請願書を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました、請願第 7 号自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善を求める意見書に関する請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、地方自治体が必要な職員配置ができるよう行財政上の措置を講じること、臨時非常勤職員の給与などに係る待遇改善及び雇用安定に資する関係法令の見直し、整備を進めることなど 3 つの項目の具体化を要請する意見書を、国へ提出することですが、協議において、本町職員の実情などについて理事者に確認を行い、採決の結果、請願第 7 号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。  
これから、請願第 7 号の採決を行います。請願第 7 号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第 7 号を 採択することに賛成の方は、ご起立願います。  
[起立少数]

○議長（西岡利昌） 起立少数です。ご着席ください。よって、請願第 7 号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 17 陳情第 11 号 砥部町議会における『地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）』採択に向けた取り組みへの協力要請について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 17 陳情第 11 号砥部町議会における地域林業・地域振興の確立に向けた山林振興法の延長と施策拡充に係る意見書案採択に向けた取り組みへの協力要請についてを、失礼しました。山林と言いましたのは山村振興法でございます。取り組みへの協力要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、陳情第

11 号砥部町議会における地域林業地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策拡充に係る意見書案採択に向けた取り組みへの協力要請について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情事項は、山村振興法を延長し、森林・林業基本法による施策の展開を踏まえた都市と山村の較差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じることなど4つの事項の実現を要請する意見書を国へ提出することですが、採決の結果、陳情第11号は、採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号の採決を行います。陳情第11号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

~~~~~

日程第18 陳情第12号 砥部町議会における『「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）』採択に向けた取り組みへの協力要請について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第18 陳情第12号砥部町議会における森林・林業基本計画の推進に係る意見書案採択に向けた取り組みへの協力要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、陳情第12号砥部町議会における森林・林業基本計画の推進に係る意見書案採択に向けた取り組みへの協力要請について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情事項は、森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な予算を確保するとともに、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安定的財源確保を図ることなど7つの事項の実現を要望する意見書を、国へ提出することですが、採決の結果、陳情第12号は、採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。



[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 12 号の採決を行います。陳情第 12 号に対する委員長の報告は、採決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、陳情第 12 号は、委員長の報告のとおり、採決することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願います。

午前 11 時 6 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。お諮りします。ただいま、政岡産業建設常任委員長から、発議第 5 号及び発議第 6 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、発議第 5 号を追加日程第 1 とし、発議第 6 号を追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 発議第 5 号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 追加日程第 1 発議第 5 号地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施行拡充に係る意見書提出についてを議題とします。訂正します。施策拡充に係る意見書提出についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 発議第 5 号地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と施策拡充に係る意見書提出について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。平成 26 年 12 月 12 日提出、砥部町議会議長西岡利昌様。砥部町議会産業建設常任委員長政岡洋三郎。提案理由。山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、併せて地域較差の是正と国民経済の発展

に寄与することを目的として、昭和40年に山村振興法が制定され、これまで国の政策支援が行われてきた。しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化、高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題を抱え、依然として厳しい状況にある。そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に到来することから、山村振興法を延長し、今後一層の施策の拡充を求める意見書を国に提出するものである。なお、意見書及び提出先は裏面のとおりでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。これから、発議第5号の採決を行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって発議第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 追加日程第2 発議第6号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第2発議第6号森林・林業基本計画の推進に係る意見書提出についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 発議第6号森林・林業基本計画の推進に係る意見書提出について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成26年12月12日提出、砥部町議会議長西岡利昌様。砥部町議会産業建設常任委員長政岡洋三郎。提案理由です。森林は、国土、自然環境の保全、水源かん養、地球温暖化防止等、多面的公益的な役割を果たしているが、依然として解決しなければならない課題が山積している。そうした中、森林、林業、木材関連産業の活性化に向けて、森林・林業基本計画の施策の着実な推進が必要不可欠であり、森林吸収源対策に係る安定的な財源確保や、森林経営計画作成における課題の解消、施業集約化の促進に向けた施策の推進、地域材の利用拡大等の施策の推進が必要となっていることから、森林・林業基本計画の施策の確実な推進を求める意見書を国に提出するものである。意見書、提出先等につきましては、裏面のとおりでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。これから、発議第6号の採決を行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって発議第6号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、12月4日から本日までの9日間にわたり、連日終始熱心かつ慎重なご審議を賜り、全議案をご議決、ご同意くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中に承りました様々なご提言、そしてご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営並びに行政事務遂行に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。さて、明後日には衆議院議員総選挙の結果が出ます。新しい政権には、公約を守るとともに、景気対策や社会保障制度の見直しなど国民に直結する課題解決を図り、混迷する我が国を明るい未来に導いていただきたいと願うばかりであります。これから本格的な冬を迎えます。議員の皆様におかれまして、どうか健康に十分留意され、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、平成26年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時35分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員